

6月25日（金曜日）午前9時30分開議

議事日程（第2日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 一般質問
- 第3 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度北方町一般会計補正予算（第9号））（町長提出）
- 第4 議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例の一部を改正する条例）（町長提出）
- 第5 議案第19号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う北方町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）（町長提出）
- 第6 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（町長提出）
- 第7 議案第21号 北方町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第8 議案第22号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第9 議案第23号 北方町父子家庭児童扶養手当支給条例の廃止について（町長提出）
- 第10 議案第24号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第11 議案第25号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第12 議案第26号 北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第13 議案第27号 工事請負契約の締結について（北方町庁舎及び公民館耐震改修工事）（町長提出）
- 第14 議案第28号 平成22年度北方町一般会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第15 議案第29号 平成22年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで

---

出席議員（10名）

1番	鈴木浩之	2番	安藤浩孝
3番	廣瀬和良	4番	中村広一
5番	福井裕子	6番	立川良一

7番 戸部 哲哉

8番 井野 勝巳

9番 日比 玲子

10番 田中 五郎

---

欠席議員 (なし)

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長 室戸 英夫

副町長 山本 繁美

教育長 宮川 浩兵

都市環境農政課参事 大平 喜義

総務課長 村木 俊文

税務課長 山中 真澄

収納課長 西口 清敏

住民保険課長 豊田 晃

福祉健康課長 北村 孝則

上下水道課長 山田 忠義

都市環境農政課長 酒井 友幸

教育課長 渡辺 雅尚

会計室長 堀口 幸裕

---

職務のため出席した事務職員の氏名

議会事務局長 高橋 善明

議会書記 木野村 幸子

議会書記 梅田 竜志

○議長（井野勝巳君） 改めまして、おはようございます。

昨日からまた参議院選挙が告示されまして、いよいよ選挙戦に突入をしております。ちょうど1年前に衆議院があったわけですが、また民主党が過半数をとれるのか、野党がまた巻き返しを図るのか、注目をするところでございます。

また本日も全員の御出席をいただきましてありがとうございます。ただいまから会議を開きます。

ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しております。

ただいまから平成22年第4回北方町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において5番福井裕子君、及び6番立川良一君を指名をいたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（井野勝巳君） 日程第2、一般質問を行います。

通告書の受領の順序により質問を許します。最初に、安藤浩孝君。

○2番（安藤浩孝君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。

きょうは、災害弱者の防災、救助の支援対策について。バスターミナル開業後の課題について。高知県宿毛市と400年の歴史「北方様」の縁で友好を深める交流について。この3点でございます。どうぞよろしく願いいたします。

明治24年、1891年10月28日、五穀豊かな実りの心の弾んだ米どころの濃尾一帯に、根尾を震源とする活断層による内陸型地震が発生をいたしました。6時37分、突然朝の静けさを破って、大きな地鳴りとともに大地は大きく揺れ、郡下で死者515人、負傷者2,209人、家屋の80%が全壊するという未曾有の大災害が起こりました。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、日本における防災体制の警告となる地震災害となりました。その後、鳥取西部、新潟中越、宮城内陸など、大規模地震が発生しており、近い将来、東海地震を初め、東南海など、いつ起きてもおかしくないと言われる地震が予想され、甚大な災害が懸念をされるところであります。

こういった大規模地震災害においては住民の生命、財産を守るため、より迅速な避難並びに救

助活動が強く求められます。

防災体制の警告の一里塚となった阪神・淡路大震災での犠牲者は6,433人を数え、その半数は救護等が必要な障害者や高齢者などの災害弱者、災害時要援護者でありました。災害発生直後、そういった人たちへの把握がなされてなかったことから、安否確認や救助活動が速やかに行われなかったことや、被災後の生活等における十分な支援などができなかったことが多数の犠牲者を出したと思われま

す。このようなことから国は、災害弱者、災害時要援護者を大規模災害から守り、被害を最小限に食いとめることを目的とした避難支援対策計画を各県、各市町に整備を求めています。

そうした中、幾つかの質問をいたします。

本町における災害弱者、災害時要援護者、いわゆる情報の受信、理解、判断、行動などでハンディキャップを有する方だと思いますが、具体的にはどのような方を対象とされておられるのか、また町の総人口において、それらの災害弱者、災害時要援護者の占める割合はどのくらいでしょうか、お聞きをいたします。

次に、災害弱者、災害時要援護者の名簿並びに要援護者支援防災マップの整備はどうなっていますか。

また、それらの名簿、マップ等の運用方法はどうなっていますか、重ねてお聞きをいたします。

国は避難支援対策計画を平成21年度末までに整備を求めておりましたが、県内42市町村の中、14市町村がまだ策定できてないことが県の調査でわかりました。瑞穂市平成18年、岐阜市、本巣市、山県市平成20年、各務原市、岐南町平成21年と、隣接の市町すべてが支援対策を完了しております。

本町は取り組みが大変おくれでおられるものと思いますが、その理由はどうしてでしょうか。また策定予定年月日はいつごろになるのでしょうか、お聞きをいたします。

地震は風水害と違って、いつ、どこで、どの程度の規模、被害が予想されるかわかりません。こういった避難支援対策計画がないと、被災時に逃げおくれ、救護おくれになるおそれがあります。一刻も早くプランをつくっていただきたいと願います。

関連しまして、10月に防災訓練が行われますが、その中で在宅の災害時要援護者に対する救助訓練を取り入れるなど、地域住民の災害時要援護意識が向上し、災害時要援護者の積極的な参加が得られるような防災訓練の実施についてのお考えはいかがでしょうか。

続きまして、防災士について質問いたします。

防災士とは阪神大震災の教訓から生まれたもので、災害時、消防など公的機関による救助活動が間に合わないケースが続出、行政、地域に防災の知識、技能にたけたリーダーが必要だと広がり、時の兵庫県知事が日本防災士機構を設立をいたしました。

機構によりますと、防災士の資格認定がスタートした03年10月以降、年間6,000から7,000人程度が取得をし、昨年末までに3万6,000人となっております。

現在、岐阜県では400人を超す防災士が認定されております。大垣市では年1回の防災士取得

の機会を設けており、全職員の防災士取得を目指す栃木市など、積極的に活用する自治体がふえております。

防災士になるには地域の防災活動のあり方、災害現場での救出技術などの講座など、幾つかの研修と筆記試験に合格することが必要であります。防災士取得を目指された方の談話で、娘の学校の防災訓練を見て、形式的で実際の災害時には何の役にも立たないと感じた。家族、隣人の命を守るには、実践的な防災の知識、技能を自分で身につけるしかないと思い立ち、防災士を目指すことにしたと語っております。

ぜひ、こういった取得機会をつくっていただくことは大事だと思いますがいかがでしょうか、お聞きをいたします。

それでは、1回目の質問を終わります。

○議長（井野勝巳君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） ただいま、安藤議員お尋ねの御質問でございますが、6項目あるように思われまして、先の4項目は福祉健康課のほうの所管に当たりますので、私のほうから1から4項目めまでのお答えをさせていただきます。

まず第1の災害弱者の定義・対象者とはということでございますけれども、災害弱者とは、自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する危険察知能力、また危険を知らせる情報を受け取る情報入手能力や発信能力、そうした危険に対して適切な行動をとる行動能力の面でハンディキャップを持つ人々と定義づけられておりまして、防災行政上では災害時要援護者と呼んでおります。

具体的には、傷病者、身体障害者、精神障害者を初め、日常的には健常者であっても、理解能力や判断力を持たない乳幼児、また体力的に衰えのある高齢者や、我が国の地理や災害に関する知識が乏しく、日本語の理解が十分でない外国人などをいわゆる災害弱者としてとらえられ、地震・火災等の災害が発生した場合、自力による避難が困難な者で、防災上支援を要する者と位置づけられます。

災害弱者といいましても、そのハンディの内容や程度にはかなり個人差があります。高齢者を取り上げましても、その中には一般成人と何ら変わらず、災害時に自治会や自主防災組織等の地域リーダーとして、統率力・判断力を駆使して貢献できる方から、行動能力が衰え介護の必要な方までおります。その障害の有無と質量も千差万別であり、さらに障害によって生じる問題の大きさも、彼らを取り巻く環境、ひとり暮らし、同居家族の経済力、別居家族の居住環境などによって異なります。

災害弱者に対する対策は、いわばこうした災害弱者の抱えるハンディを理解しつつ、それを補って災害から守るための対策であると考えられます。

また2点目の総人口における災害弱者の占める割合でございますが、災害弱者の占める割合につきましては、災害弱者、いわゆる災害時要援護者に当たる方、高齢の独居及び高齢者や障害者などのうち自力で避難することができないため、地域住民などから支援を必要とする人で

あるので、一概には支援を必要とする人数をつかむことは困難でございますが、当町の見守り台帳には、70歳以上の独居・高齢者世帯等785人が掲載されております。また身体障害者手帳所持者のうち1から3級の重度427人、療育手帳所持者のうち重度42人、精神障害者保険福祉手帳所持者のうち重度62人、介護保険認定者のうち寝たきり等の要介護度3から5の方が196人、これらを合計しますと、1,500人ほどになると考えております。総人口において、この割合は約8%となっております。

次が、災害弱者の名簿、支援防災マップの整備、運用方法でございます。

災害弱者の名簿、支援防災マップの整備、運用方法につきましては、現在、高齢者や障害者を対象に、見守り台帳とその一覧名簿を整備しまして、県域統合型GISと言いまして、パソコン内の住宅地図のようなものでございますが、これに対象者の家及びその対象者の情報等を記したマップの作成も既に済んでおります。そして役場内各課のパスワードでパソコン画面に開くことができ、このマップの共有を図り有事に備えております。

一覧名簿につきましては地域の自主防災隊、自治会のほうでございますけれども、こちらのほうにお知らせしてよいか本人の同意を得た世帯、これにつきましてはほとんどの世帯の同意を得ておりますが、この一覧名簿を自治会にお渡ししまして、地域での見守りをお願いしているところでありまして。また民生委員さんには防災エリアごとの一覧名簿とマップを配り、見守りをお願いしております。

今後とも、運用方法についてはプライバシーの問題もありますが、現在手持ちの情報が真に生かせるような情報収集・情報共有の方法など、取り組み方針を明確にして、災害弱者対策に取り組んでいかなければならないと考えております。

そして、避難支援プラン全体計画の策定期間についてでございますが、今御指摘のように平成22年3月末現在の調査におきまして、県内の全体計画の策定済は42自治体中28自治体、残りの14市町があるんですけども、こちらに北方は含まれてございます。避難支援対策計画（避難支援プラン全体計画）の策定につきましては、御指摘のとおりおこなっておりますのは、本年度見直しを予定しております北方町地域防災計画との整合性を図るため、今年度中に作成することとして、事前に県当局に報告し、了解をいただいております。

この計画では、本町が既に災害弱者対策として、平成12年から見守り台帳として整備して運用しているものを含めた高齢者や障害者など、災害時の避難に当たって支援が必要になる人を特定し、その一人一人について災害時にだれが支援して、どこの避難所等に避難させるかなどを明らかにする避難支援プランとして、その取り組み方針を明確にするよう求められているものであります。

現在、今年度の早い時期に策定するべく取り組んでおりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） それでは、私のほうからは災害弱者の参加が得られるような防災訓練について、それから防災士の取得機会について、この2つについてお答えいたしたいと思いま

す。

災害弱者の防災訓練への参加につきましては、各自治会長さんに、あらかじめ本人より災害時の救済活動に役立てるため、自主防災隊に名簿を配付することについて承諾を得られた70歳以上の独居、高齢世帯、重度の障害者等の要援護者リストを配付して、平成12年度の自主防災訓練から災害時要援護者安否確認訓練を取り入れ、地域の住民の方への意識啓発に努めているとともに、地域を挙げて取り組んでもらえるよう指導を行っているところでございます。

御質問の大規模災害を想定した災害弱者の方々が参加できる訓練メニューにつきましては、災害弱者の救助訓練も含めまして、自主防災組織を中心とした訓練計画の中で検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、阪神・淡路のような大規模災害が発生した場合を想定した北方町大規模震災緊急対策計画にも示してありますように、大災害が発生したなら、平常時と異なり健常者でもパニックになってしまう状況の中では、地域住民の皆さんで組織された自主防災組織との協力体制が不可欠であります。日ごろから自主防災隊が中心となり、獨創性に富んだ防災訓練がされるよう指導、協力をしてまいりたいと思います。

最後でございます。防災士については、先ほど議員が事細かく説明いただいたとおりでございます。恥ずかしながら、言葉をお聞きいたしまして、私自身初めてインターネットで詳細を調べたところであります。

県内の先進地、大垣市の生活安全課にも問い合わせ、現状をお聞きしましたところ、大垣市では平成17年度より助成制度を創設され、資格を取得するのに必要なのは6万5,000円かかるそうです。そのうち4万円を助成するという内容だったそうです。平成20年度までに40人の市民が取得されました。しかし、平成20年度におきましては希望者がゼロということで、この制度も平成20年度をもって打ち切られたとお聞きしております。また、今後の課題といたしまして、この取得された40人の方々が防災時に地域において、どのように活躍いただけるかの具体的な施策を検討しなければならないとの回答をいただいたところでございます。

ちなみに地元の本巢消防署にも確認をさせていただきました。これは民間資格であるため、認識も非常に薄く、管内における取得者はないのではないかとのお答えもいただいております。

防災士は大規模災害が発生し、初期段階における活動については、みずからの力と近隣住民同士の協働で切り開いていかなければならず、この自助、共助の活動を災害発生時に実践する人材として位置づけられておりますが、取得者の把握も含め、連絡方法やネットワークづくりなど課題も多く、まだまだ私ども勉強不足であります。今後、先進地などに赴きまして勉強させていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） 北村課長のほうから対象者のほうちょっと教えていただいたんですが、一応、国や県が定めるのは外国人とか、乳幼児、ゼロから5歳までですね。これも対象に入っておるんですが、これは町のほうでは入っておらないんでしょうか、お聞きします。1点。

それからもう1点、今、災害時の要援護支援対策を迅速かつ的確に実施できるような行政組織の体制づくりが必要やと思われるんですが、北方町の防災計画、これちょっと持ってきまして、303ページのほうに書いてありまして、災害発生時の地域ぐるみで災害弱者の安全確保を図るための情報伝達、救助等の体制づくりを自主防災組織等の協力を得て進めるというふうに書いておりまして、現在、この自主防災組織はあるわけですが、これの完成度というんですか、確立度というんですか。これは山に例えるとどのくらいまでかちとしたものになっておるのか、お聞きをしたいと思います。

先ほども名簿だとか、支援マップ、見守り台帳が完璧にできておるといふふうにお聞きしたんですが、幾らそういったようなソフト面がしっかりできておっても、こういう運用面ができてないと、本当に砂上の楼閣というんですか、そういう形になってしまいますので、そのあたりをちょっと含めまして、今2点ちょっとお聞きいたします。

○議長（井野勝巳君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） さきの乳幼児、そして外国人が対象にというお話でございますけれども、乳幼児は1人では避難することはできませんけれども、必ず、お母さんなり、お父さんなりの保護者がすぐそばについてるというふうに考えております。子供を避難させるのと、また寝たきり介護者、大人の避難とはちょっとまた状況も違うかなというようなことも考えられます。またそれに外国人でございますけれども、ちょっとまだ町内に日本語の通じない外国人がどれくらいの数が見えるかというのはつかんでございませんので、またそれについては今後調査をさせていただきたいと思っております。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） それでは自主防災組織の育成、どの程度まで今進んでおるのかということですが、先ほど私答弁させていただきましたが、平成12年度の防災訓練より、この弱者の名簿をあらかじめ自治会長に配付させていただきまして、特にまず初歩的な安否確認、今こういう時代でございますので、非常に隣の方がどんな方がお見えになるかわからないというようなことで、安否確認をというような訓練メニューを取り入れさせていただいております。正直言いまして、私どもが訓練を御提示させていただきまして、そのとおりにやっていたる自治会も数ありますが、まだまだこの安否確認も順調に進んでないのではないかなと私は思っております。

それと、自主防災組織の育成についてでございますが、私、この阪神・淡路の震災の後、いろいろ研修もいたしまして、ちょっと勉強させていただいたんですが、やはり大規模震災が発生したときというのは、通常時と異なりまして、非常に全体がパニックります。当然、行政というのは、まずライフラインの確保、それから大災害が起こったときにどういう状態になるかというようなことで、さすがに職員全体で、この弱者の方を網羅できるという状況ではございません。

とにかく日ごろから自主防災組織が中心となり、地域住民、近隣の住民の方を、どんな方がお



見えになるかという、こういう認識行為、これ非常に大事なことだと私は考えておりますので、引き続いてこれはやっていきたいと思いますが、現段階、北方町の自主防災隊がどこまで育っておるかというのは、私にとってはまだ、まだこれからではないかなというふうには思っております。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） なら、ぜひ自主防災1回、もう一度見直していただきまして、再整備、再構築、1日も早く策定のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2点目の質問に進めさせていただきます。

バスターミナル開業後の課題についてであります。

豊で住みよいまちづくりを進める第六次総合計画の中、まちづくりの礎として、町のあるべき装置の一つとして位置づけしておられました岐阜西部地区の公共交通軸の拠点となり得るトランジットセンターバスターミナルが、北方町の新たな玄関口として4月1日に運用を開始いたしました。

ターミナルの運用の開始と同時に、わかりやすく、便利で使いやすいものとするバス路線の見直しや運用変更、再編が行われ、高専線など、スクールバスの要素が濃い路線を省いて、すべての路線、5路線174本が集約をされ、岐阜市、瑞穂市、本巣市、大野町へとバス路線は延び、まさにハブバスターミナルと呼ぶにふさわしい機能を有する施設となり、広域的バス幹線において、立地環境的に非常に重要な役割を課せられているものと思ひます。

さて、お配りいたしました資料で、説明並びに質問をしていきたいと思ひます。

開業日の4月1日と開業2カ月後の6月10日の2日間、バスターミナルにおいて乗降調査を行いました。

まず始発便、6時10分発の忠節経由岐阜駅行きを皮切りに、11時までの運行本数51本を対象に見てまいりました。

表1はターミナルから上りのバスで、岐阜方面の合渡橋、忠節橋、大縄場大橋の3経由、そして穂積方面の4方向別に分別した表であります。縦軸は6時から10時台までの人数で、括弧の人数は北方バスターミナルの乗降人数を除く乗車人数であります。時間帯における北方バスターミナルの乗降人数は右端の合計項目欄で見ることができ、意外と6時台の乗降人数が多いということに驚かされました。利用者に聞きますと、県外への通勤、通学がこの時間帯多く見られました。

表2はターミナルから下りのバスで、芝原行き、モレラ、リバーサイド、大野バスセンター行き、これは忠節橋経由、リバーサイド行き大縄場大橋経由、大野バスセンター行き穂積駅発の4方向別に分別したものであります。これも表1の上りと同じ軸で構成をしております。

表3はまとめとして、バスターミナルの乗降人数、バスターミナル乗降者を除く乗車人数の上り便、下り便に分別したものと、4月1日、6月10日の比較表であります。バスターミナルの乗降人数、上り便、岐阜・穂積方面が4月1日は57人でした。これが6月10日102人、増加率179%。下り便、芝原、モレラ、リバー、大野町方面、4月1日は10人、6月10日は25人、増加率250%。

バスの乗車人数、上り便、岐阜・穂積方面が4月1日は223人、6月10日367人、増加率165%。下り便、芝原、モレラ、リバー、大野町方面、4月1日が70人、6月10日が85人、増加率が123%となっております。

表4は駐輪場の利用台数の表で、4月1日が11台、6月10日は33台、増加率は300%ということになっております。

このように、この表3、表4の数値から見えてくるのは、町と岐阜バスとの度重なる協議の中で、大変複雑でわかりにくい路線がすっきり最短で目的地と結ぶ路線に変更されたことや、ターミナルへ乗り入れが174本にも上り、朝の通勤・通学時には10分に1本間隔で運転され、待ち時間のリスクが減ったこと、駐輪場、雨風をしのげる待合室、トイレが整備をされ、停留所だけではなく、人が集える駅ということを町内はもとより町外の人からも認知していただいたのではないかとこのように思います。

これはまさに環境や人に優しい公共交通システム、バスターミナルのコンセプト、わかりやすく、便利で、使いやすいものに確実に近づいたものではないかという気がいたします。

そこで質問をいたします。

町のほうで始発から終車までバスターミナルの乗降調査をされたとお聞きいたしておりますが、調査結果はどんなものだったのでしょうか。また調査結果から、利用促進につなげるものは見えてきましたでしょうか、あればお聞かせを願いたいと思います。

次の質問は、大変気になりますが、大野穂積線ですが、乗降客が先ほどの数字も見ていただくとわかると思いますが、大変落ち込んでおります。町内6路線のうち、この路線だけ大変危機的状況にあると思われまます。現況の認識はどうお持ちでしょうか。また対策、対応のお考えをお聞きをいたします。

次にICカード乗車券、アユカカードについてお尋ねをいたします。

申請交付枚数はどのくらいまで達しましたでしょうか。また、今期中に再交付の追加をしてほしいという強い要望もありますがいかがでしょうか、重ねてお聞きいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） それでは、バスターミナル開業後の課題についてということで、お答えいたしたいと思います。

まず、1つ目の乗降調査結果についてでございます。

私ども、4月16日の金曜日、それから5月28日の金曜日のこの2日間、朝、始発から終車まで、北方のバスターミナルを通過するバスすべて調査をさせていただきました。私どもの調査は若干ちょっと安藤議員の資料とは異なりますが、北方バスターミナルで乗られた方、おりられた方、この集計数となっておりますので、ちょっと議員が提示された資料とは異なっておるかと思ひます。

まず、結果でございます。4月16日の調査結果は岐阜方面、上りに乗車された方、これ106人、

バスターミナルでおりられた方が20人、大野方面、下りに乗車された方は22人、降車された方は117人となり、合計で乗った方、おりられた方の数を集計しますと265人の方がバスターミナルを利用されております。また、5月28日の調査の結果は、岐阜方面に乗車された方が108人、おりられた方が19人、逆に大野方面、下りに乗車された方が25人、降車された、おりられた方が124人と、合計276人の方が利用されました。

この2回の調査を比較いたしますと、北方バスターミナルを利用された方が、4月と5月では11人、パーセントにいたしますと4.2%増加しとるといふふうに結果が出ております。このように2回の調査結果によれば、微増はしているものの、私どもではまだまだ明確な効果が見えておりません。

利用促進施策として実施いたしました、今年度アユカの助成事業による効果でございます、次は。につきましては、今後予定しております6月30日、それから7月14日の調査の結果を見れば、ある程度効果が出るのではないかと考えております。よって、今後もアユカカードの助成制度の効果を図るための調査を続けるとともに、分析をいたしまして、利用促進につながる策を検討していきたいと考えております。

2点目の大野穂積線の乗降の現況についての質問でございますが、現在1日9往復している大野穂積線の5月の調査では、穂積方面に乗車された方が6人、降車された方が2人、大野町方面に乗車された方が9人、おりられた方が6人、合計で23人となっております。また、岐阜バスの資料によりますと、この路線を利用された方が昨年5月に2,415人、ことしのこの5月に1,909人と、506人の減少となっておりますということでございます。これは再編によりまして減便されたとはいえ、今の段階、岐阜バスとの話し合いによれば、今後、利用者の動向によってはさらなる路線の縮小、廃線もあり得るとのことでございます。

4月より再編されましたこの路線の減便がなされないよう、私どもは利用促進につながるであろうと思います大野町、それから本巣市へも利用促進を働きかけていきます。また、北方町地域公共交通協議会にお諮りして、利用者の増加に向けての支援策を検討していかなければならないと考えております。

さらにですが、アユカカードの助成交付の追加予定についての質問でございますが、今年度はバス利用の促進策といたしましてアユカカードの購入助成を行ったところでございます。これは5月でとりあえず締め切りということで、1,074人の世帯、個人の方からの申請がございました。当初予定しておりました人数を若干上回る結果となっております。このアユカカードの追加の購入助成は、今後の乗降調査等による利用促進の効果や、また町民からの要望等を踏まえ、検討していきたいと考えております。

なお、乗降調査につきましては、先ほども言いました今の予定、6月30日、それから7月14日、これはもう計画しておりますので、その結果を見て判断をしたいと考えております。以上でございます。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） 今、乗降調査4月と5月、2回おやりになって、微増ということでございますが。私、今回、ちょっと今、村木課長からも岐阜バスからの乗降、穂積線の乗降の人数を言われたんですが、私がいただいているやつは、昨年の4月、平成21年には3,838人、ことしが2,304人で、マイナス1カ月で1,534人減っております、ことしの5月、昨年の5月ですと、昨年は3,526人、ことしが1,909人ということで、マイナス1,617人、増減率で言いますと、もうマイナス54%という非常にすごい数字でびっくりしてるような数字が出ております。

それで、僕は僕なりに原因をちょっと探ってみたんですが、まず第1には我々の生活のうまいぐあいに時間割ができていないのかなという問題、そして料金の問題。例えば、バスターミナルから穂積までが330円かかりまして、バスターミナルから岐阜駅へ行って、加納を抜けて下川手まで行くのに420円なんです。そこから言いますと、大変割高感があるんじゃないか。そしてもう一つの質問は、毎回議会でも出ております上りと下りの穂積駅の乗降が違うという。そういったことが多分影響しておるのではないかなというふうに思います。

私のこれは全くの予想であります、このまま行きますと、まず100%、10月にはそれなりの国土交通省への廃止届が出され、来年の春には今の9便が4便あたりになり、そして来年の秋にはまず、今のままいくとですよ、今のままいくと、まず廃止になるんじゃないかというふうに、非常に高い確率であるんじゃないかという気がいたします。

せっかく内外、とりわけ利用者の方から高い支持、評価を受けたハブのバスターミナルであります。私も自転車に来てみえる人も皆さんに問いかけましたら、結構、糸貫だとか、真正だとか、割と遠いところから来ていただいておりますので、そういったハブバスターミナルで路線を1つ失うということは、大変、避けなくてはならないということを思っております。

昨年6月議会でもお願いしましたが、生活交通路線維持費補助金等々お願いしました。そして国土交通省、それからバス事業者を含めた沿線のバス協議会をつくられたらどうかという御提案をさせていただきましたが、その後1年たっておりますが、そういったような働きかけ等は各市町に行われましたか、再度御質問いたします。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 沿線市町にかかわる協議会の件でございますが、実はこの岐阜バスの路線が現在走っております。よく大野町、それから本巣市、瑞穂市と、年に数回、会合で一緒になります。私の立場で当然、バス利用促進、これについてはかねがね定例会があるたびに質問をいただいておりますので、私も非常に重く感じております。できるだけ協力をしていきたいというようなことを常々話しておりますが、何せ行政が違うというところで、非常にこれ難しいところもあるかと思っております。これについては、今後も機会があれば、安藤議員がおっしゃるようなことを私は一応話していきたいなというふうには考えております。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） この路線、本当に今、待ったなし、土俵際であります。どっかの協会みたいになるといかんと思っておりますので、ひとつよろしくおっしゃりたいと思っております。

それでは、最後の3つ目の質問に移りたいと思います。

去る5月12、13両日にわたり、高知県宿毛市を北方町文化財保護協会、平田盛夫会長を初め12名が、土佐藩初代藩主山内一豊の実の姉で、宿毛山内氏の礎を築いた可氏の母である通様こと、北方様の縁で、400年の長い歴史の時空を超えて交流をしてまいりました。

御存じのように、北方様は、この地を治めた美濃最大の豪族であった北方城主安藤伊賀守守就の末の弟郷氏の側室、通のことで、尾張黒田の山内家より13歳で安藤家に嫁ぎ、37歳で三男可氏を産みましたが、平穏な日々は続かず、北方合戦に敗れて、北方での生活は終えんを迎え、その後、兄一豊、可氏とともに長浜、掛川を経て、宿毛に入られた方であります。

5月12日朝6時前に北方町役場を出発し、新幹線、瀬戸連絡橋、在来線、土佐黒潮鉄道を乗り継ぎ、午後2時に四万十市中村から1両で走るローカル列車は、宿毛駅に到着をいたしました。きのうまでの雨はうそのようで、よどみなく抜けるような青空で、南の海はどこまでも青く、潮風は私たちのほおをかすめ、木々を揺らし、町の本通りを宿毛城の原生林に向かい、心地よい風となって清冽な松田川に溶けていきました。

最初の訪問地、宿毛歴史館では副市長、教育長を初め観光課長など、多数の市職員や、第15代伊賀家当主朗氏氏、宿毛市文化財愛護会、宿毛の歴史を語る会、市内実業家のボランティア団体など、官民挙げての歓迎セレモニーが私たちを待ち受けておりました。

歓迎式の後、北方様の菩提寺妙栄寺では、高屋の西念寺の西さん、清水の西順寺さんの三浦さんのお二人の読経が境内に響き渡りました。妙栄寺住職御夫妻の心のこもったおもてなしを後に、関連史跡の探索を地元文化財愛護会、歴史を語る会の会員の方とともに関連史跡の探索をしてまいりました。

夜の懇親会には歓迎式を上回る市職員、市民との温かい交流会となりました。その中で私たち全員が感じたことは、宿毛の歴史の深さは無論のこと、北方様はこの町でしっかり根づき、人々に大事に大切に畏敬の念で呼ばれていること、そして何よりも北方様の御縁で我々が宿毛を訪ねたことに対して、最大のもてなしを受けたことであります。私は生涯忘れることのできない1日となりました。

安藤伊賀守の子孫、15代当主朗氏氏は、きょうは歴史というのは点ではなく、川の流れのようだと体感しましたと語られ、北方町文化財保護協会会長の平田さんは、姉妹提携の前段階として、これからも交流を深めていきたい、岡本公文宿毛副市長や宿毛文化財愛護会の上村会長らも交流を深めたい、ぜひ北方様のふるさと北方町に行ってみたいと話をされました。

昨年12月の一般質問で、宿毛市と北方町が友好関係を築き、将来に友好都市を目指す交流を深めていかれるのはいかがでしょうかとお聞きをいたしました。町長はまず民間交流から始められたらいかがかというような御答弁をされました。私はたわなにこうべを垂れる穂よりも、1つつ交流の実がついていけたらいいのではないかというふうに思います。

北方町には、北方ふれあいまつりなど年二、三回のイベント祭りがあるわけですが、そういうものにより、宿毛市並びに先ほど申しました民間の諸団体に参加を働きかけ、交流を深

めることにより友好関係を築けるものと思われま。

ぜひとも行政として、全面的に応援していただきたいと思いますがいかがでしょうか、お聞きをいたします。

私はこういった活動を通して、我がまち北方町の歴史、文化を正しく理解し、先人の業績や文化を継承することで、さらなる郷土愛を深めることができると思います。

その必要性を御理解いただきたくお願いをいたします。以上で終わります。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） じゃあ、私のほうからお答えをさせていただきたいと存じます。

お話のように、文化財保護協会の皆さんが12名で高知県宿毛市へ交流特別研修にお出かけになり、多大な成果をおさめられましたことに敬意を表する次第でございます。

また、この研修に際しましては、安藤議員の欣然とした御尽力があった由、保護協会の役員からお聞きをしております、今回の交流研修の成果に御貢献いただきましたことにも感謝を申し上げたいと思うところでございます。

さて、御質問の、これを機会に宿毛市との交流を深めたらどうかと、そのために本町のふれあいまつりなどの催しへの参加を働きかけてはとの御提言をいただきました。

私は、自治体同士の交流は、自治体と自治体の単にそれらの間の専売特許ではなくて、民衆レベルのものでなければならないというふうに思っておるわけでございます。つまり、当事者市町の住民同士が納得し合わない限り、本物の民衆交流とはならないのではないかと思うわけでございます。そのためには、住民大衆に大きく開かれた交流にして、お互いの住民の心を伝え合う場にすることが重要だというふうに考えておるわけでございます。

このような観点から見ましても、文化財保護協会の皆さんが果たされた役割は大きな先鞭となるものでありまして、行政としてもできるだけ協力をしなければならないと考えておるところでございます。

ただ、今回の交流は、北方城主安藤伊賀守とその弟、郷氏の側室、お通の縁によるものでありますから、お互いの文化と歴史を学び合うことで交流し、理解し合いながら、人々が毎日働き、学び、子供を育て、泣いたり笑ったりしている生活の現場のレベルへとつき合いを深めていくという息の長いものにしなければなりません。

この基本を大切にすれば、宿毛市で北方様と呼ばれて敬愛をされておるお通さんの経歴、形跡など、歴史環境の保存が本町の場合は極めて不十分でありますので、それらの環境整備などの課題をクリアしなければならないのではないかと思うわけでございます。したがって、宿毛市からのお客様をお迎えするための準備を、今後、文化財保護協会などの皆さんと十分協議をして、歴史的にもふさわしい面的整備をする必要があると思うわけでございます。その上で、議員御提案のような民衆交流へと発展させていく方法を選択をしたいなど、こういうふうに思っておるわけでございます。

したがいまして、御提案の北方ふれあいまつり等への招待につきましては、そうした環境整備

をしてからのほうが、私はお招きする側からも、またお越しいただくお客様の側からもある意味有意義な成果を得ることができるのではないかと、こんなふうに思っておるわけですが、しばらく時間はかかりますけれども、早急にその対応をとらせていただきたいというふうに考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） 私、北方様の思いがっぱいの一般質問をさせていただいたわけですが、それに対しまして町長の御答弁、私の多分思いよりも数倍、両手で抱えきれないぐらい、今、ひしひしと感じました。

北方様、通様の、北方にそういったような看板とか紹介するものが、今、町長言われたようになっております。こういったことを整備すれば、さぞかし北方様、通様も遠く南海の地で喜ばれておるのではないかというふうに思います。

宿毛視察からほぼ1カ月たったわけですが、地元の高知新聞、朝日の高知版等々で、向こうで紹介を、掲載をさせていただいたということでございまして、こちらへ帰ってきましてから電話を数本いただきましたし、お手紙もいただきました。

中には、北方町の在住でございます。まだ北方へ来られて三、四年というふうに、建て売りを買われた方でございますが、お父さんが宿毛の出身ということで、それで、今、インターネットでふるさとのニュースを見られるんでしょうね、朝日新聞の。今、神戸にお父さんは住んでみえるんですが、その息子さん、高屋に住んでみえる息子さんに、北方と宿毛、私のふるさが載ってるよと。それで、これはすごいねという感動を受けたという電話をいただいたということで、それで私のほうにわざわざ仕事場のほうに訪問していただきました。宿毛のいろんな資料も持ってお見えになりました。よっぽどうれしかったんだというふうに思います。

その方ともいろいろとお話をしておりまして、今400年前の北方様とお通様の話をさせていただいたんですが、何か今現代の400年、高屋に住んでみえるという方がお見えになるということで、何か新しい400年の歴史が今始まったのではないかなということで。いろんな分野からそういった声がこれからも、いろいろ発信をしましたので聞こえてくると思います。そういうことで、いろんなところからいろいろ発展していけばいいかなというふうに私は思いますので、ぜひとも、今後ともよろしく願いしたいと思います。

それでは、私の一般質問終わりたいと思います。どうも。

○議長（井野勝巳君） 次に、鈴木浩之君。

○1番（鈴木浩之君） おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、私、本日は1点ではございますが、町長に質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

新年度に入りまして間もなく2カ月が過ぎようとしておるところでございますが、去る5月に町内、計7会場におきまして、平成22年度予算説明会及び町民対話集會が開催をされました。通常業務の後に、連夜にわたりまして、町長を初め執行部の皆さんにおかれましては、大変御

苦勞さまでございました。

さて、その説明会の中で、任期満了に伴います次期町長選挙についてのお話がありました。そして町民の皆様にも周知がされたところでございますが、当然、町長におかれましては現在の政策を遂行されながら、2期目に向けて胸中熱い思いをお持ちであろうとお察しを申し上げる次第でございます。

平成19年1月14日、町長に御就任以来、草の根運動と住民参加による政策審議会、町民対話集会の定着、また中学校プール改築、幼稚園、保育園から本年度予定の役場庁舎に至るまでの各施設耐震の工事、また4月から供用開始をいたしましたバスターミナルなど、公約を着実に遂行されておられますことに敬意を表するものでございます。

そして私、感じ入るところでは、あいさつや接客態度など、職員の意識改革といったものが町長指導のもと、少しずつではありますが、浸透をしてきているなどと思っておるところでございます。こういった目に見えない部分につきましても、町長の御努力の成果のあらわれと感銘をいたしておるところでございます。

改選まで、おおよそ半年を残すところとなっております。町長の2期目に向けての御決意と抱負、また新たなビジョンというものをお聞かせいただきたく思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

1回目の質問を終わります。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 鈴木議員には、過褒なお言葉をいただきまして恐縮でございます。

早いもので、町民の皆さんの御支持をちょうだいしまして町長に就任をして以来、やがて任期を迎えることになりました。この間、何かにつけて至らぬ私を温かく支え、励ましてくださいました町民の皆さん、議員各位、そして職員の皆様さん方に、心から感謝と御礼を申し上げたいと思います。

厳しい経済状況下での4年間でしたが、私は経済の好転など望むべきもない現況を強く認識をいたしまして、北方町の富裕財政は過去のこと、これからは住民のニーズが多様化する一方で、行政は金と人手が不足する時代になると考え、住民参加で、行政と住民が協働するまちづくりを目指して、全力を挙げてまいりました。

しかし、この事業は、一朝一夕にできるものではありません。4年間かかってやっと緒についたといったところでありましょうか。例えば、本町の財政状況は、従来の公会計でも、あるいはバランスシートによる企業会計で見ても、その数値は、私が就任前と遜色がありませんけれども、合併等による効果が他の市町に出ているためでしょうか、県下での我が町の順位というものは下がり続けております。このことは、今までの時代は、現在と過去をしっかりと守っていればよかったのでありますが、今の時代は未来が大事で、過去は反省材料にすぎないことを証明しているように思えてなりません。

このように考えますと、北方町の10年後、20年後を見据えた取り組みこそ、今大事な課題にな



っておるというふうに思っておるわけでございます。まさに、そのためにこそ、住民参加のまちづくりが必要になってまいります。

鈴木議員からも温かい励ましをいただきましたので、町民の皆様や議会の皆様の御理解とお許しをいただければ、申し上げました目標に向かって、引き続き町政運営の任に当たらせていただきたいと強い思いでありますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

なお、これからのまちづくりは、環境・自然・安全・健康ということをキーワードにして、全力を挙げてまいりたいと思っておるところでございます。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 鈴木君。

○1番（鈴木浩之君） 御丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございました。

皆様御承知のとおり、昨日から第22回の参院選が始まったわけでございますが、今の日本は、本当に20年にわたり経済、財政、社会保障が閉塞感に包まれ、停滞をしております。そういった中で、今後また地方分権が進んでいくことと思いますが、そういった中で、のまちづくりは極めて、町長が今言われたとおり難しいことが山積しておると思っております。

その中でただいま町長の力強い御決意と表明といったものを受けまして、ますます町発展のために御尽力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） ここで5分間ほど休憩をとりたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時35分

---

再開 午前10時43分

○議長（井野勝巳君） 再開をいたします。

次に、日比玲子君。

○9番（日比玲子君） では、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

まず初めに一問一答形式でお願いしたいと思います。私は5項目にわたって質問をさせていただきます。

まず初めは、子宮頸がんワクチンの接種に対して、公費で助成をしていただきたいということについてであります。

子宮頸がんは子宮の入り口にでき、今日本では20代とか30代の女性に急増していると言われております。これは性交渉により、ヒトパピローマウイルス、HPVと言いますけれども、これ国内では年間1万5,000人で、亡くなる人が3,500人とされているわけでありまして。子宮頸がんの99%がHPVの感染が原因だと言われております。

このHPVはありふれたウイルスで、女性の80%はこれに感染すると言われております。感染しても、90%ぐらいは自分の自然治癒能力で治るとさえ言われております。ごくその中の一部が持続

的に感染を起こしてがんになる可能性が非常に高いとされています。

かつて80年代に、自治体での公費検診が努力されてきました。そのころは、妊娠をして産婦人科にかかったときに検診を受ける女性が多かったわけですが、そのころは、20代前半から子供を産んでいた時代はそれでもよかったのですが、今は子供を産む年齢が遅くなり、あるいはまた産まない人も大変ふえてきています。その一方で、性行動と言いますか、性交渉を経験するのは高校3年生で大体4割から5割、大学生で8割から9割とされています。本当はこの性交渉の開始から数年以内に検診を受けなくてはならないのに、産婦人科に行くのは大体35歳を過ぎてからだと言われています。

子宮頸がんは初期症状ではなく、自覚症状に気づいたときにはもうかなり進行していると言われています。例えば、がんが見つかった場合ですが、広はんの子宮全摘出というのをやるわけですが、これによって生命を取りとめたとしても子宮だけでなく、女性ホルモンをつくる卵巣をなくしたために、更年期障害のようないら感であるとか、性生活などにも影響を与えられていると言っています。

日本で接種が認められているのは、ワクチンのサーバリックスという形で、これが大体16型と18型という2つのハイリスクタイプに対するワクチンで、それ以外の方であれば予防ができないそうではありますが、しかし、世界じゅうのこの子宮頸がんは、大体16型と18型で7割を占めているとされています。そうすることによって、この16型と18型を利用することによって、がんへのリスクを減らすことができるのではないかと考えています。

いろいろ読んでみますと、ワクチン接種は、年齢的には11歳から12歳が抗体が大きくできやすく、接種に適している時期だと言われています。

では、どういうふうにするのかと言いますと、ワクチンは上腕部の筋肉注射で、半年の間に3回、3回分自費ですれば4万円から6万円、ちょっと高いわけですが、全国では公費助成が始まったばかりであります。岐阜県では大垣市や下呂市、岐南町で、こうしたワクチン接種に対して一部助成がなされているわけであります。

どんな人を対象にしているかと言いますと、対象は小学校6年から中学の3年生まで、その自治体によって大変ばらつきがあります。例えば全国では、山梨県が1人当たり1万5,000円を助成するとか、千葉県のいすみ市、これは小学6年生に全額助成をするとか、本当に全国の自治体によってばらばらであります。

では北方町ではどうかということで、いろいろ見てみますと、北方町では子宮頸がんの検診は、一般は1,000円で、500人がことしは予算化され、また20歳から40歳まで、5歳きざみですが、この節目検診は無料で210人分を予算化されているわけですので、町の子宮頸がんの検診とワクチン接種をセットにすれば、本当に安心できるのではないかと思います。

そして、またもしがんの患者となればその医療費とか、あるいはまたその労働力などを計算すると、がん予防にかけたほうがコストは安く上がるのではないとも言われているわけでもあります。そうする中で、接種を例えば受けるとすれば、その両親であるとか、父親、あるいは性教育

など、本当にこういったことに理解を深めることができるのではないかと思います。小学生、あるいは中学生、高校生、その年代に応じた正しいことを知って、予防意識、あるいは健康であるとか、先ほど言いました性教育にも役立つことではないかと思っています。

この世の中の半分は女性で占められています。女性特有には子宮がんとか、あるいは乳がんとかあるわけですが、子宮の頸がんを予防するこのワクチンが開発されたわけですので、町としても中1ぐらいにもしやるとすれば200人ぐらいだと聞きましたけども、ぜひこの助成を一部でも、金額あればありがたいことですが、どういうふうにお考えになっていらっしゃるのか。私はぜひ公費助成を進めていただきたいと思っていますので、お答えをお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） 失礼します。

ただいまの日比議員の御質問でございますが、若い女性の間で急増する子宮頸がんの予防策としまして、昨年12月からワクチン接種が始まっております。これは公的医療保険の対象外となります任意接種で、10代前半の接種が望ましいとされておりますが、初回、1カ月後、半年後と3回の接種が必要なことから、接種費用は今おっしゃいましたように1人当たり4万円から6万円かかるということで、全国的には公的負担を求める声が上がっております。

一方で、この子宮頸がんワクチンは外国製であり、医学的にもその効果ははっきりしていなく、妊娠・出産時の副反応がないか心配する声もありますし、死亡例の報告もされております。

新聞の記事によりますと、全国の自治体に実施しました調査では、回答のあった643自治体のうち、助成を実施、予定している自治体は1.5%と少数にとどまっており、また岐阜県が取りまとめた県内の結果でも、今年度実施と回答のあったのが7市町だけとなっております。

したがって、当町も公費助成につきましては、今後の国や県の動向、また医学的な安全性などを踏まえ、慎重に検討をしていきたいと考えております。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 答弁をいただきましたけども、ヒブワクチンもそうでしたけども、この子宮頸がんのワクチン接種についても、まだ本当に始まったばかりですけども、私はやっぱり町がやっている子宮の頸がん検診とやっぱりワクチンの接種で功を奏していくのではないかということをおもいますので、なるべく、医学的な問題とかいろいろあると思いますけど、慎重に検討されて、ぜひ少しでも公費助成をする形で、女性を助けるといったら悪いですけども、女性が半分いるわけですから、その辺はぜひお考えいただくようお願いをいたしたいと思います。

次は、2番目ですが、北方町の観光パンフについて質問をさせていただきます。

私は5月に名大へ行くということで、これは東海自治研に参加をするということで、その人たちに北方町をぜひ知ってもらいたいということで、総務課からこの冊子を受け取って行きました。しかしよく見ますと、廃止された揖斐線、交通ガイドではバス、電車を利用する場合とか、あるいは北方まつりの女みこし、鈴女、ひまわり、あるいは北方城跡の、この竹やぶについては、前、亡くなった高井課長のときに遺跡が出るとかなんかいうことで整備をしたわけなんですけど、こ

の竹やぶがまだ北方城跡のところ写真として写ってるわけですので、こういうのはやっぱり古くなったのも書き入れていくのか、それか今の現状のことを書いていくのか。こういうのですけど。これは総務課にあったので、もう多分なくなっていると思いますので、そういうことを考えたときに、やっぱり新しい北方の様子をこれに掲載すべきではないかということで、ぜひ新しく冊子をつくってもらいたいと思います。

それでもう一つ、ついでですけど。文化財の保護協会がつくっているのは、もう北方町の本当の意味での歴史を書いてあって、あれは本当にすばらしいもんだと思って、それを配付したわけですけども。やっぱり北方って、円鏡寺といわれるぐらいですけど、やっぱりこういうものも観光に来る人は見るわけですので、やっぱりそういう形で新しいものにしたらどうかなという思いがありますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） それでは失礼いたします。

議員御提案のパンフレットについてでございますが、私ども、観光資源の増減、状況の変化にあわせて改訂はさせていただいているところでございますが、実は大変ちょっと手違いがございました。これは実は同じもの2枚あります。全く表紙が一緒なんですね。

一緒なんです。これ多分日比議員がお持ちになったのは、実は改訂前のやつをお持ちになったんですね。これ開いていただきますと、おっしゃるとおり、このひまわり載ってますよね。裏に行きますと、略図の中で、揖斐線がまだあります。

実は平成18年に新しくこのパンフレットを改訂いたしております。これを見ていただくと揖斐線はございません。ひまわりのかわりに今、生涯学習センターきらりを載せさせていただいております。あと、字句についても、交通ガイド、このあたりも改訂させていただいておりますが、これはちょっと私も謝っていかないかんと思うんですが、多分私ども職員が多分間違っただけを渡したのではないかなと思っておりますので、このあたりは重々指導しておきますので、御理解をいただきたいと思います。なお、古くなったものにつきましては、もう破棄させていただきますので、あわせて御理解いただきたいなと思います。

また、先ほど日比議員がおっしゃいました、この北方町の文化財の観光マップ、これは非常にいいものでございます。保護協会の役員の方の協力でいろいろ指導をいただいて、これは教育委員会が作成したものでありますので、今回はこちらのほうを利用していただくとありがたいかなと思いますので、よろしくお願ひします。

大変失礼しました。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） では、北方は、私は古いのをいただいてたということで、これはちょっと人にはあげられなかったもので、今渡された教育委員会がつくった文化財のほうを渡してきましたので。どうも済みませんでした。

次は3番目です。北方町の国道157号の高架について質問をしたいと思います。

今、揖斐線が廃止をされて、もう多分100%揖斐線は復活はしないだろうと私は思っています。今、本巣縦貫道の淡路の喫茶店の南のほうに揖斐線が走ってたんですけど、その下のほうがすごく低くなってたんですけど、その上の鉄橋を取り払って、今、右側のほうを平たんにしようとする工事が行われています。あそこが完了してきますと、今度はあそこの朝日町と東加茂ですか、あの間の高架のところを、ぜひ私は平たんにしてほしいという願いがあるんです。ことしの冬のとときに大変事故が発生しましたし、不要なものは取り除くことと、それから雑草が結構、年に二、三回ぐらい除去してもらっていますので、そういうことを考えたら、ぜひ国、県、国道ですのでお願いをしておきたいと思えますけど。お願いします。

○議長（井野勝巳君） 酒井都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（酒井友幸君） それでは国道157号の高架についてお答えいたします。

まず、国道157号は県管理道路でございます。

県では、名鉄3線の廃止以降、軌道の撤去・舗装補修・踏切撤去・河川占用物件である橋梁の撤去工事から優先的に実施され、北方町内におきましては平成18年から19年度にかけて、1級河川糸貫川及び天王川にかかる鉄道橋が撤去されました。

また、議員も申されましたように、現在は本巣市内ではありますが、旧名鉄揖斐線と県道北方多度線とが立体交差している県道部分におきまして、豪雨時の冠水による通行止めを解消するための工事が10月末までの予定で行われております。

議員御指摘の国道157号の改良につきましては、今までもたびたび県に対して要望を行ってまいりましたが、いまだに跨線橋部の底地であります名鉄用地をどうするかという問題が残っておりますとのことでございます。

その上、県の財政状況は、構造的な財源不足が深刻化しているため、平成21年度から24年度までの4年間を、緊急財政再建期間と位置づけております。また平成22年3月に発表いたしました行財政改革アクションプランにおいては、歳出削減対策としまして、投資的事業は既存のインフラを補修・修繕等をするための整備を最優先させることを基本とすることとしております。

このように、名鉄用地の問題に加えまして、県の財政状況は非常に厳しい状況ではございますけれども、町といたしましては、道路管理者である県に対しまして、1日も早く平たんな道路に改良していただけるよう改めて要望してまいります。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 県の状況はよくわかりますけれども、アクションプランとかいろいろ、職員の給与を減らしたりとか努力されていますが、やっぱり北方の町民にとっては、あそこがネックになっていますので、ぜひ何回も要望して、ぜひ平たんな道路にしてくださいようお願いいたします。

次は、加茂運動場線についてであります。

この加茂区画整理の運動場加茂線は東から西へは何の障害もなく、ほとんどノンストップで太田屋まで出ることができます。車にとってはとっても便利で、何の障害もなく走れるんですけ

ども、では、歩行する人とか、それから何ていうかな、北から西へ、北から南から来る人とか、そういう人たちがもうほんとに危ないんですよ。車は楽なんだけど、歩く人であるとか、それから北から、南から車が来るときに何にもない。何にもないと言ったら失礼ですけども、一応とまれとか何とか書いてあるんですけど、ちょっと危ないということと。

それから今もうあそこが開通してから、もう最初はちょっと車の数が少なかったんですけど、ノンストップで行けるということもあって、すごく便利になっちゃったもんだから、車の通行量がすごくふえてきました。そういうことがあるということと、それから岐阜斎場のところ、岐阜から来たときは左へ、加茂運動場線に入るんですが、農業試験場から、東から西へ渡るとき、大変なかなか渡れないんですよ。そこと、一番危ないのは岐阜斎場の北のところと、そこと、太田屋のところと。

〔「今年度中にやってくれる……」の声あり〕

○9番（日比玲子君）　そういうことがとっても心配なので、何か連動した信号機をつけていただくとか、やっぱりこの間は北中の学生さんが通ってたけども、はすに通るんですね。車がたまに、見ても来ないんだろうということ。やっぱりちょっと危ないので、何とかしていただきたい。信号を、連動したのをつけていただきたいということ。それから街灯が、何ていうのかな、大きいのはちょっと太田屋のほうとかについてるんですけども、やっぱりこれから暗くなっていきますので、少しでも街灯をつけていただけないかなという思いがあります。

それで、連動した信号機と街灯の問題、2つですけど、返事をください。

○議長（井野勝巳君）　村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君）　失礼いたします。

加茂運動場線の信号機、それから街路灯の設置についてでございますが、供用開始をいたしましてまだ大変日も浅うございます。現在、日比議員がおっしゃったとおり、私どもも交通状況を今把握しとる最中でございます。

ちなみに1つ挙げられました北方斎場の北の信号機でございますが、実はこれ昨年10月23日に実施されました平成21年度交通危険箇所共同点検、この構成メンバーは岐阜土木事務所、それから県警本部の交通企画課、それから旧本巣郡全部でございますが、本巣地区の交通安全協会、それから北方警察署、それから2市1町の職員、それから交通アナリスト、このメンバーによりまして現地を確認しております。優先度としては管内信号機設置箇所1番目に挙げられたところがあります。

設置していただけるとは私は聞いておりますが、何せ、これ県の予算でございますので、先ほど財政事情等も建設課長がお話ししたと思いますが、具体的な時期については示されておられません。これは近々つけていただけると私は認識しております。こういう報告にさせていただきます。

また太田屋、それから旧栄町の北の交差点でございます。この連動信号、これについても今年度、とにかく危険な箇所の信号機の要望は上げてあります。ただし、これが先ほど言った共同点検の土俵に上がるかという、これについては定かではございません。これはやはり公安の委員会が

決定することでございますので、要望はたびたびしておりますので、まあ遠い将来というよりもできるだけ早い時期にかなうように、私はお願いをするつもりでおります。よろしく願いをいたしたいと思っております。

なお、街路灯についても、これも逐次状況を見ております。やはりまだ農地も多うございます。やはり農作物との絡みもございますので、このあたりの状況を見ながら設置を考えていきたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 答弁ありがとうございました。

経済状況はよくわかりますが、なるべく早く、岐阜斎場のところだけでもまず1番に上がって行くということですので、極力お願いをしたいと思っております。それで加茂の区画整理組合が解散した後は、また田んぼなどにもいろんな家屋ができてくるかもしれませんので、順次、そういう街路灯はつけていただくということでお願いをしていきます。

次は5番目です。準要保護費について質問をしたいと思っております。

これは、一般的には就学援助制度とも呼ばれているわけですが、憲法の第26条、義務教育は無償とした法律に基づいて、小中学校生のいる困窮家庭に新入学の準備金や学用品、学校給食費などを補助する制度であるわけです。

それで各自治体を実施する就学援助費のうち、2004年度までは半額を国が補助をしていました。05年度より国の補助金が大幅に減らされて、生活保護世帯を除く準要保護世帯への補助金は用途を限定しない一般財源化にされてしまいました。

今年度の町の予算では、ちょっとこの辺がわからないんですが、国の補助金は約13万円、お金が入ってきています。そして、この準要保護の予算化された数を聞きますと、小学校では186人、北中では97人、283人になり、1,813人の子供たちのうちに15.6%が、こういった準要保護の子供たちになるということになります。そこで国が基準を示しているわけでありますが、例えば学用品費では小学校が1万1,100円、中学校は2万1,700円。それから新入学児童の学用品費として小学校で1万9,900円、中学校で2万2,900円。それから通学用品費として小学校では2,170円、中学校も2,170円。修学旅行費は小学校で2万600円、中学校では5万5,700円。それで校外の活動費として宿泊をしないものに対しては、小学校で1,510円、中学校で2,180円。宿泊するものは、小学校では3,470円、中学校では5,840円ということで、今言ったことに対しては、北方町では予算化をされています。

そこでずっと前に教育長は、北方中学校の部活としての位置づけで剣道をやりたいと、やるということを言われましたが、その体育用の実技用品費として、大体剣道であれば、国の基準は5万500円になってはいますが、これは北方町では出されていません。これを一般財源化とされてしまったのですが、一体全体、一般財源化されてしまったのでお金の流れがどうなってるのか、町で予算化をして、そして給食費は除いて、とるわけですけども、その後、学校に渡すのか、親さ

んに振り込みをするのか、その辺がちょっと定かではありません。そして、余ったと言ったら失礼ですけど、お金はどうなっているのか。ちょっとその辺が疑問に思いました。

それで、やっぱりこうした国基準があって、北方町としては財政がないにもかかわらず国基準どおり、あるところに対しては出されていますが、若干、その積算をどういう形でなされているのかということをお聞きをしたいと思います。

そして、今年度から国は新規として、クラブの活動費や生徒会費、PTA会費など、小学校で9,940円、これは3つ足したものです。中学校では3万5,400円という形を設けたわけですが、先ほども言いましたクラブ活動は、教育の一環として文科省が位置づけをしたものだそうであります。町として、今年度は予算化されていませんけども、来年度予算化されるのかどうか。

それからもう一つは、先ほど言いました就学援助費の流れであります。町で計上して、給食費を差し引いて、さっきも言いましたけど、学校長に行くのか。その要る分だけとって、親さんに渡すのか。そしてどうなっているのかということが、北中の事務職員の方に電話しましたが、私はうまく理解できませんでしたので、このことについては明快に答えていただきたいと思えます。

それから、そういった給食費を受け取るに当たっては、学校長なりの親からの委任状が要ということが言われていますが、そういう形をとられているのかどうか。まずその辺で答えをお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） 就学援助費にかかわって、4点御質問があったというふうに受けとめました。

まず1点目ですが、国から北方町のほうへどれだけ、この就学援助費として交付されているか、交付税として措置されているか。これにつきまして、結論を先に申し上げますと、よくわからないと、こういうことなんです。

その理由を若干申し上げますと、議員御指摘のように、準要保護者への就学援助費は、2005年度までは就学援助費の2分の1を国庫補助金として出していたと。ところがこの2005年度を境に、国の三位一体改革の流れの中で、その制度が廃止になりました。そしてその分が地方交付税の基準財政需要額に算入されたと。

しかしながら、さまざまな交付税が一括して交付されてまいりますから、私どもも県のほうへ問い合わせをしたり、教育事務所へ問い合わせをいたしましたけれども、よくわからないと。こういうことですので、お許しを願いたいというふうに思っております。

なお、就学の援助の対象となる学習用具等の範囲、援助額、これにつきましては、本町の裁量になっておりますから、国が要保護の基準を定めておりますけれども、幾ら支給してもいいと。それは私どもの町の裁量にゆだねられてると。

けれども、本町といたしましては、経済的困窮家庭の子供たちに等しく、また安心して教育を受けることができるように、実はできる限り、先ほど、議員御指摘の国の要保護の基準、これを



適用いたしまして支給をし、手厚い援助をしているところでございます。この程度でお許しを願いたいというふうに思っております。

若干、それに補足させてもらいますけれども、先ほど準要保護が260数名というお話をされたと思いますが、22年度、現在の実績は、小中合計で216名が該当いたしておりますので、御理解をください。大体これは全児童・生徒数の12%に当たっております。

2点目のほうへ移ります。

2点目は、新しく今年度からPTA会費等が、その対象になったということについてでございますけれども。そのとおりでございまして、今年度からPTA会費、クラブ活動費、生徒会費がその対象となりました。

しかしながら、この国の決定は、本町の22年度一般会計予算の編成後に通知がありましたので、予算化には間に合わなかったと、こういうことでございます。他の大体市町も同様に予算化できなかったというふうに思って、ちょっと問い合わせをしてみましたら、やはり時期が遅かったということで予算化されておられません。この件につきましては、当然、これ持ち出しが多くなりますので、今後、どの程度までを対象とするのかということにつきましては十分検討して、23年度どうするかということについては、十分他市町の様子も勘案しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、給食費等の一部差引き、天引きの件ですね。これにつきましては、わかりやすく言えば、全部一度親さんのほうからお金を、必要経費をちょうだいいたしまして、こちらの積算、先ほど議員が御指摘されましたように、例えばこれ実績で申し上げますと、21年度の。新1年生には7万2,110円を支給しておりますし、中学校3年生では、12万9,050円を支給しておるわけですが、一度、親さんのほうから必要経費をいただきまして、そして今申し上げました額を通帳のほうへ入れると、こういう手順でございます。

その際、給食費にかかわりましては、文書で委任状というのをいただいております。給食費につきましては先ほど言いました額を通帳にほり込みますけれども、その分はいただきますよと。それでよろしいですかという委任状をいただいて、天引きをさせてもらってるという形に。ごめんなさい、そういう形にしますよという委任状をいただいております。

それから学校の校長のほうから、それぞれの対象家庭に対して、承諾同意書になるものをちょうだいしてると。こういうような形で進めておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、その次4点目に移りますけれども、剣道の件でございますね。

剣道につきましては、防具類はすべて学校備品で用意しておりますから、今、議員が御指摘の額ほどお金はかかっておりません。1つだけ、実は竹刀でございますが、これは個人持ちでございます。その竹刀と袋とゼッケン、これをトータルいたしますと2,800円になりますが、この分については個人負担ということでちょうだいをいたしております。

以上ですべての御質問にお答えしたと思っておりますが、落ちておりましたら御指摘ください。よろしく願いいたします。以上です。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） どうも、教育長、ありがとうございました。

では、そういう方向でぜひお願いをしたいと思います。

もう1点だけ、北村課長のほうにお聞きをしたいと思います。就学援助をこの子にあげたいということで、民生委員の人たちが許可を得て、何か今もやっているのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（井野勝巳君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） これは、民生委員さんのほうには教育委員会のほうからお願いをしまして、意見をお聞きをしております。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） そういうことでありますけども、2005年に就学援助の施行令で、もう民生委員の助言を求めるということを削除されたという施行令があるそうですので、そういうことを言ったら、2005年からもうずっと北方町は、そういうことも考えもせずにやってきたということですので、ぜひこれを読んでいただいて、やっぱり民生委員の助言を求めることはもうしなくてもいいという国の方針ですので、ぜひそういう方向で進めていただきたいと思います。

そして最後ですけども、もうすぐ今、貧困と格差が広がってきて、北方町でも先ほどの数字は私は予算の数字から拾い出した数ですので、現実はやっぱり違ってるかもしれませんが、もう貧困と格差が非常に広がってて、もうほんとにこういう就学援助よりももっと、いただいている人はいいいけど、その上の部分というのは結構給食費の滞納費なんかで残ってきてるわけですので、私はやっぱりお金に関係なくて、義務教育だけは平等に教育が受けれるようにぜひお願いして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） 議員、おっしゃるとおりでございます。

それで、義務教育年齢の子供たちが財政的な関係で悲しむようなことが起きてはならないということで、今、私も含めまして、県の教育長会のほうでは、この子ども手当につきましては、義務教育年齢にかかわる子供の教育費というものの兼ね合いを十分検討してほしいと、こういう要望を今まとめているというか、そういう思いを持って今後働きかけをしていこうと、こんな今考えがあるということだけ御理解していただけるとありがたいというふうに思っております。以上です。

○9番（日比玲子君） どうもありがとうございました。終わります。

○議長（井野勝巳君） 次、福井裕子君。

○5番（福井裕子君） 議長のお許しを得ましたので、これより3項目の質問をさせていただきます。

最初の質問は、愛煙家の方々にとっては、いつも煙たがられております質問でございます。しかし、先日、ある女性から1本の電話がありました。高齢になってから変なせきが出始めてきた

ので、年のせいかしらとか、風邪を引いたかしらと思っていましたが、しかし、病院へ行ったら肺がんと診断されたそうです。たばこも吸ってないし、どうしてなんやろうと悲しみましたというお声でした。そして、最近、屋外で、公共の屋外でたばこを吸う姿を見ます。そして、特に学校で先生の姿を、最近かちょっとわからないんですけれど、子供にたばこを吸うなど指導する立場の先生がどうしてあんなところで吸っているのだと怒りをぶつけられました。そのこともありまして、今回質問させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

がんは、昭和56年以降、日本の死因の第1位となっております。今や2人に1人ががんになり、3人に1人はがんで死ぬという世界一のがん王国になってしまいました。しかし、まさか自分ががんになるとは思ってもいませんし、がんになることは大損なんだと思う人が少ないと思います。

がんは女性より男性に多い病気で、これは喫煙率の差で、男性4割、女性が1割となっております。アメリカで1990年代に死亡率が減ったのは、60年代の禁煙キャンペーンが効いているとさえ言われております。

たばこを吸わなければ、がんになるリスクを3割減らせるそうです。肺がんや肝がんは早期発見、早期治療の技術が十分に確立しておらず生存率が極めて低いことから、予防が大事であり、受動喫煙防止の取り組みが重要となってきました。

本年2月25日付で、厚生労働省は都道府県に対しまして、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性があったと聞いております。健康増進法第25条の規定の対象となる施設として明示されている学校、体育館、病院等以外のその他の施設について具体的に示すとともに、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきとしております。

民間の会社でもいろんな手法で数年前より取り組みが報道されております。大学でも本格的に、入試面接段階で喫煙のチェックが入るとか、テレビで知りました。現在も校内で喫煙できないため、学校周辺で喫煙する学生らがあり、そうなりますと、地域のほうから苦情が出てきまして、とうとうここ数年のうちに、敷地よりどれだけか離れたところでしか吸えないという状態に一部の学校ではなるそうです。

現在、当町の公共施設について、努力の上、施設内での禁煙は実施しつつありますが、受動喫煙による健康への悪影響から保護するための措置として、どうか多くの年齢層が触れ合う施設、そして空間での喫煙禁止。そして、まずは公共施設敷地内での喫煙を禁止されることを希望しますが、町長のお考えを伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 大変難しい御質問をいただきまして。議員も御承知のとおり今、北方町では公共施設内での、指定場所以外での喫煙というものは禁止をさせていただいておるところでございます。ただ、学校の施設につきましては、敷地内も含めて禁煙とさせていただいておるところでございます。今、議員が御指摘をされました、学校の教員がどこかで吸っておってという現場があったようでございますが、基本的にはそういう方針で教育委員会も取り組んで

いただいておりますので、もしそういう事例がかいま見れるようであれば、また教育委員会を通じて、教育現場には強い指導をしていくようにいたしたいと思っておりますのでございます。

屋内での禁止はもう常識化をいたしておるわけでございますけれども、屋外まで禁止をするかどうか。これ大変また一方で議論のあるところでございます。ただ、個人的には私もたばこを飲みませんので、ぜひそうしていただきたいという個人的な希望は持っておりますけれども、これはお酒だとか、コーヒーだとか、たばこというものは嗜好品でございますから、なかなかそこまで規制をするということが難しい状況にあるのではないかとこのように思うわけでございます。

せんだつても、議員からのそういう通告をいただきまして、課長会議でいろいろ議論をさせていただいたところでございますけれども、役場の庁舎内が禁煙になっておりますので、正面玄関のいったところで、みんなそこでたばこを捨てるわけですね。私もたびたび役所から外へ出ますときに、その吸い殻を拾わせていただいておりますけれども。どうも片っ方で何とか規制を強化すると、またほかのところに何らかの弊害が出てくるというような、大変、人間としては寂しい行為がどうしても起きてくるわけでございます。

一律に公共施設といえども、屋外まで禁止をするということについては、これはまたやればやっただけで御批判をいただくことに、役所としてはなるわけでございますから、これからも検討はさせていただきますけれども、なかなか難しい問題ではないかとこのように思っておりますのでございます。

まあこの議場にいらっしゃる方はそういうことはないと思っておりますけれども、いずれにしてもそういう飲む場所、吸う場所、捨てる場所を考えるという智慧というものと、それから空き缶や空き瓶を捨てたりする、そういうことを、場所をわきまえて捨てないようにするという精進を私どもは人間の基本的な道徳心としてしっかり身につけることが必要ではないかとこのように思っておりますのでございます。

大変、答弁になりませんで申しわけございませんが、この程度でお許しをいただきたいと思っております。

○議長（井野勝巳君） 福井君。

○5番（福井裕子君） 健康志向を好まれる町長の御返答、ちょっと残念に思います。たばこはもう嗜好品という先ほど来の町長のお話がありましたが、受動喫煙防止ガイドというのによれば、たばこの煙の中には、ダイオキシン、ニコチン、青酸ガス等、200種類以上の有害物質が含まれており、主流煙より副流煙に有害物質が含まれているとされております。

本年10月からのたばこの値上がりもあります。私の長男のことなんですが、あれほど嫌っておりましたたばこを、事もあろうか大学で学びまして、ここずっと吸っておりました。しかし、このやはり値上がりというのがきっかけとなりまして、ことしに入り病院で薬をいただき、2週間で、気持ちも揺れ動く中、とうとう今ここ5カ月間口にはしてないと、電話で確認をとりました。

費用は幾らかかったと聞きましたところ、約1万円かかったそうです。保険を引いて1万円かかったそうです。それで治るものだったら、400円になるというたばこ掛ける毎日、そして数カ月、そして1年、2年。そういった計算をしたようです。これは私にとっては、今までで一番賢いと褒めてあげました。どうか北方町におかれましても、賢い方がふえますことを願うとともに、そして健康を、2期目を目指される北方町の町長、室戸町長におかれましても、1日も早い、そういった方向性ができないかと思います。今も後ろのほうから相当やじが飛んでおりますけれど、しっかりと言い切っていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

じゃあ、二つ目の質問に入ります。

岐阜県では、緊急財政再建期間を通じました計画的な取り組みにより、平成25年当初予算において、構造的な財源不足を解消するため、行財政アクションプランが発表となりました。財源不足解消に向けた取り組みとして、幾つかの見直しがされております。

その中の公の施設等の見直しの中に、小学校5年生が宿泊学習をする際、利用されていた伊自良の青少年の家の廃止があります。北方町の子供たちの宿泊学習は、本年は実施されましたでしょうか。

また国では、子供を取り巻く環境が大きく変化するとともに、家庭や地域の教育力が低下しており、未来を担う子供たちを健やかにはぐくむため、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制を目指す必要があり、地域の実情に応じ、自治体が選択し、自主的に行う学校、家庭、地域の連帯協力のため、さまざまな取り組みをされ、事業が推進されて、当町もいるところでございます。

民主党政権となり、今までも施行されておりました事業仕分けを公開し、大きく話題となりました。この景気低迷の中での教育、文化、芸術、スポーツ等の中にもメスが入り、国予算として12億円ほどの予算が減となり、北方町にも数カ所影響があったと思われまます。

その中に新規事業として、児童の豊かな人間性や社会性をはぐくむために、小学校で3泊4日以上の自然の中での集団宿泊活動を推進する取り組みを支援する、豊かな体験活動推進事業が出されました。どこまでの支援かは理解しておりませんが、今後、新たな施設、そして新たな計画を立てられ、実施されることは相当な努力が要ると思います。しかし、北方町の子供たちのため、宿泊学習を取り組まれ、子供たちがたくましく生きてもらう一助として推進していただけることを願いますが、教育長のお考えを伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） たばこを吸う賢くない人間が答弁をさせていただきますが、2点ございましたね。

1点目は、今年度はどのように実施するのかという問題です。まずこれについてお答えをいたしますが、この件につきましては、今年度は関市立中池自然の家の施設を各小学校を利用して実施をいたしました。大変、伊自良自然の家がなくなりまして、こうした小さな町の学校ではほんとに困る。もっと言えば、あんな豊かな御岳少年自然の家も廃止されるという、ほんとにすばら

しい大自然の中にある施設まで廃止されるというのは、怒り以外の何ものでもない。私はそう思っております。

ほんとに困っておりますが、しかし、これを本町の宿泊体験学習の見直しのチャンスにしたい。今までやっているから同じようにやればいいということではなくて、今、議員御指摘のとおり、こういう時代であるからこそ、つまり学テなどで、知育が物すごく強調されて、そのことによって子供たちがいらいら感を持っているんですよね。そうしたことが非行に走るとか、いろんな形で問題化されてきているというふうに私は理解しております。

したがって、人間関係や規範意識、あるいは人としてのあり方とか、生き方にかかわって、やはり自然体験学習とか、あるいはボランティア体験学習とか、あるいは社会貢献活動とか、こういうさまざまな体験活動を集団で行うということに、今後一層力を入れていきたいというふうに思っております。

そうした意味から、またもう一つの意味は、議員も御指摘されたとおり、23年度から本格的な学習指導要領の全面実施に入るわけですがけれども、その中で宿泊体験学習の重要性というのが強調されて、3泊4日以上、できれば1週間程度の宿泊体験学習をさせなさいと。そういうようなことで、おっしゃられたとおり、農山、漁村での長期宿泊の奨励ということを文科省は強調しております。

そうした流れの中で、私どもといたしましては校長会にお願いを申し上げまして、今、5年生から始まっている宿泊体験学習、簡単に言いますと、5年生では今いった自然の家、6年生で修学旅行、中学校1年生で郡上キャンプ、中学校2年生で日間賀島の海の体験学習、そして中3修学旅行と。これだけあるわけですが、私の思いは、小学校1年生から宿泊体験学習はできないものか検討してほしいと。こういうことで、今、校長会と一緒にしまして検討して、早い時期に結論を出して、来年度から新しい教育5カ年計画をスタートさせますので、その中に盛り込めれば盛り込みたいと。こんなふうに考えてるということをお理解いただければありがたいと思っております。以上です。

○議長（井野勝己君） 福井君。

○5番（福井裕子君） ありがとうございます。計画されてるようで、私も安心しました。

またこの質問をしようとしてるときに、皆様も御存じだと思いますけれど、子供たちがそういった集団の学習をしているときに事故がありました。こういった非常に残念なことなんですが、北方町も実施に当たっては、絶対にあってはならない事故には十分気をつけていただき、北方町の子供たちの成長のステップになる機会に全力で取り組んでいただけますよう再度お願いしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、3項目目の質問に移らせていただきます。

がん対策推進基本法では、がん死率を20%減らす。また2011年度までに、今まで20%台の検診率を50%に上げるという目標を立てました。

検診が一番有効と言われる子宮頸がんは、アメリカでは9割近くが検診を受けております。日

本では、しかし2割台でとどまっております。受診率を上げ、女性の健康を守るために、2009年に乳がん、子宮頸がんの無料クーポン券を発行いたしました。私も対象者でしたので、今回は無料で受けることができました。今回、レントゲン技師も、そしてまた医師も女性でありましたので、いつもよりも受けやすい状況で大変よかったですと思います。本年もどうか女性を指名して下さることを本日お願いいたしたいと思います。

そして、この送られてきた冊子なんですけれど、この女性のためのがん検診手帳も、そして無料クーポン券を送られてきた。そしてその中身を見ますと、検診の大切さがたくさん書かれております。とても受診しやすい状況の今回は中でした。

ここで、今回、乳がんと子宮頸がん、検診無料クーポン券を発行し、受診された率をきょうはお聞かせ願いたいと思います。また町実施の大腸がん、そして胃がん、乳がん、そしてその他検診の受診率をお聞かせください。そして、また受診率はアップしましたでしょうか、これをもってお知らせください。よろしくお願いいたします。

そして、また3項目めの3番に質問を掲げておりますが、これは先ほど来、日比議員が質問されております。重複するところが多々ありましたので、少し省略させていただきまして、やはり私のほうからも、子宮頸がんの予防ワクチン接種の公費助成を再度お願いしたいというふうに思っております。

また、違った点で、先ほど来、まだ実施される状況ではない旨の答弁を受けましたが、私のほうも少し調べたことがございますので、述べさせていただきます。

ワクチン接種の費用の効果は、やはり子宮頸がんの予防だけではなく、医療費の抑制にもつながるとの試算もあります。30歳の女性に接種した場合でも約50%の発症を抑えることができ、29歳まではワクチンの接種費用よりも医療費などの抑制のほうが大きいとされております。

このため、子宮頸がんの発症を防ぐワクチンに対して、接種費用助成を行う自治体が出てきております。昨年12月に公費助成の実施を表明した新潟県魚沼市を皮切りに、東京都の杉並区とか、名古屋市、兵庫県の三木市、養父市、明石市、そして東京都、山梨県は市町への助成制度を創設するとしております。年間1万5,000人が発症いたしまして、3,500人もの女性が子宮頸がん で死亡していると推定され、1人でも多くの女性の命を守るために、当町も早く取り組みを再度進めていただけますようお願い申し上げます、この子宮頸がんの要望に対しましては答弁は大丈夫ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） それでは、最初の御質問のほうでございますけども、乳がん、子宮頸がんの無料クーポン券発行に伴い、受診率をお尋ねになっておりますのでお答えをいたします。

これは国の制度に従いまして、昨年8月の臨時議会で対象者の5割の受診を見込みまして、補正予算をお認めいただきました。

これにより、8月下旬にはすべての対象者に検診の重要性、内容等を説明しました検診手帳、

そして無料のクーポン券を送付し、また広報紙等でも検診をお願いしたところでございます。

そこで受診率ですが、乳がん検診につきましては、無料対象者645人のうち受診者179人と、27.8%の受診率になりました。一般の方の受診率が16.0%で、合わせて全体では20.6%となっております。一方、子宮頸がん検診は、無料対象者695人のうち受診者171人で、24.6%の受診率となっております。これも一般の方の受診率は7.7%で、合わせて全体で10.4%となっております。

そして2番目の各種検診の受診率でございますけども、さきに述べました以外の各種がん検診の受診率でございますが、まず胃がん検診で昨年度4.3%、大腸がん検診で8.5%、前立腺がん検診で4.9%となっております。ここ4年ほどの推移を見ましても、ほぼ横ばいの数字となっております、いずれにしても低い数字であります。

これまでの周知方法は、暮らしのカレンダーへの掲載、また検診を実施するたびの町広報への掲載、そして医療機関へのポスターの掲示、節目年齢の方への受診勧奨はがきの郵送等と努めておりますが、今後とも受診に結びつくような啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（井野勝巳君） 福井君。

○5番（福井裕子君） ありがとうございます。

こちらの数字を見ても、本当にテレビ等々で相当多く、がんに対しての危機という部分を放映しておりますが、なかなかそれを見ていただけないというか、そういった状況に至ってる数字だなというふうに思っております。再度、50%の数字目標に対しまして、先ほど来の啓蒙を言っていたんですけど、違った推進の仕方というか、そういったものを再度お聞かせ願いたいと思っておりますが、よろしいですか。よろしく願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 御趣旨はよくわかりますが、今、課長からも答弁いたしましたように、行政としては今考えられることはすべていろんな形で周知徹底を図ってきてるわけでございます。

けれども、1けた台しか受診がされていないという現実、はたと、私どももその点に、そういう活動が、欠陥があるのかということを考え直して、十分これから検討をさせていただきたいというふうに思っておりますが、どれだけ金をかけて宣伝をしても、当事者にその自覚がありませんと受診をしていただくことができないわけでございますから、ぜひ議員の皆様方も周囲の人々にそういうことを十分宣伝をいただきまして、認識を深めていただきますように御協力をいただきたい。また具体的な方法について、こういうことをやったらどうかという御提案があれば、ぜひまた別の機会にでもお聞かせをいただけたらありがたいというふうに思っております。

これからも全力を挙げて取り組んでまいります。

○議長（井野勝巳君） 福井君。

○5番（福井裕子君） 町長から御答弁いただいたんですけど、この推進している中で、本当になかなか受診される方が少ないという声を秋ごろ聞いたわけなんですけれど。電話をしてみたらと言ってたんです。岐阜県下ではなかったんですけど、新聞で、そういった呼びかけを再度、



せっかく無料クーポン券とかありますので、相手先も個人情報云々がありますが、わかっているところでございますし、そういった行動を起こしたらどうですかというようなことも言ったこともあります。

あとは、きりりもでございます。そういったところで、がんに対する講演等もできるかと思えます。いろんなものを含めて、ごく少数の方しか集まらないという部分もあります。また保健センターのほうでは、私も会のほうに出席したときに、やはり保健婦さんのほうから推進していただいたこともございます。

これから若いお母さん方にやはりそういった実情を踏まえて、がんの恐ろしさを知っていただくために、保育園とか、そして小学校とかの会を開かれた際にも顔を出していただいて、そして、ほんとに少しの時間ではございますが、訴えていただけるのも1つの案かと思えます。

どうか50%に向かって全力で推進していただけますようお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 午前の一般質問をこれで終わります。

午後は1時30分から再開をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後0時00分

---

再開 午後1時29分

○議長（井野勝巳君） それでは、午後の部を再開させていただきます。

一般質問を続けます。立川良一君。

○6番（立川良一君） それでは、議長のお許しを得まして、北方の祭りについてお尋ねをしたいと思っております。

私は常日ごろ、町長のあちらこちらのごあいさつを聞きながら、北方町をついの住みかとしたという、大変印象に残っております。転出転入の大変激しい町ですので、北方にたまたま家を借りておいでになった方が、家族がふえて、家を建てるときに、北方の町がいいなという、北方にぜひ住んでいきたいという、そんなまちづくりができれば大変すばらしいと思っております。

もちろん町民の方々の判断の基準というのがいろいろ多岐にわたると思うんですけども、基盤の整備ができてるとか、上下水道が完備されているとか、あるいは北方町の国保を含めて税がどうか、あるいは教育は、安心して子供が育てられるか、あるいは来る高齢化社会に向けて福祉のほうはどうなのか、あるいは弱者に対する政策はとかと、いろんなそんなことが判断になると思うんですけども、そんな中でやっぱり私は北方町という、今盛んに町長が言われるやっぱり地域のつながりというんですか、和と、心がやっぱりつながる、そんな町ができていくと大変すばらしいんじゃないかなと考えております。

ふるさとづくり、心のふるさとというんですか、私も北方を6年ぐらい離れた時期がありました。しかし、春になると北方の祭礼というのはいつも心に残っておりまして、学生時代も春は帰

ってきて、みこしを担いで、明るく日上京するという、そういう生活を続けてまいりました。

ことしも5月の2日、3日、恒例の北方まつりがすばらしい祭り日和に恵まれて、里帰りをした町の出身者、あるいは県外からも大変多くの方々が北方を訪れていただき、盛大に開催をされました。北方のお祭りは現在では5月2日に試楽祭がとり行われ、町に雅楽の音が響き、華麗なる平安絵巻さながらのお渡り神事で開催をされております。

御承知のように北方町は、今を去る1200年の昔、弘法大師空海によって創建されたと伝えられております円鏡寺の鬼門鎮護としてつくられた大井神社の例大祭として連綿と続き、守られてまいりました。

江戸時代には試楽、本楽両日とも、地下の人々が神楽堂で獅子舞神楽を奉納、続いて陣屋の奉行、あるいは代官屋敷などをみこしが訪れて邪気を払ってから各町内に練り出し、地下を先頭に森町、春來町と続き、あとはだし、山車と書くんですが、新町、駒來町、仲町、戸羽町などの山車が町内を練り歩き、それでそのときに仁輪加、仁輪加というのは風刺を取り入れた即興的な寸劇、今、美濃まつりで仁輪加が残っておりますけども、そんなのが演じられて大変盛り上がったと伝えられております。

私たちの子供のころは、岐阜祭りが終わると北方まつりということで、4月の6日、7日に開催をされておりました。6日の御神幸行列は馬に乗った神主さんが先頭で、その後、大井神社のみこしが白装束の氏子に担がれて静かにお渡りになり、大井神社では雅楽に乗り、みこが舞い、祭りが開幕をいたしました。

その後、祭りの日がウイークデーであり、担ぎ手の減少などをかんがみ、昭和57年から現在の5月2日、3日に定着し、今に至っております。現在、みこしは17基あり、それぞれが八幡、菊水、旭、東雲、常磐、秋葉等々、由緒ある屋号を持ち親しまれております。祭りによって結ばれる人の輪は、心の輪となって、地域住民の心のよりどころとなっております。

町では2年前に、北方まつりを大井神社の祭礼としてだけでなく、まちおこしのイベントとして位置づけるため、北方まつり実行委員会を立ち上げ、地域活性化の努力をしておられます。

岐阜県は、県指定の文化財が940件で全国第1位、市町村指定文化財は5,591件で、これまた全国第1位であります。旧本巣地区、旧本巣郡ですか、国指定の無形文化財が能郷の能・狂言、根尾にありますけど、真桑の人形浄瑠璃、これは上真桑ですか。県の指定が樽見の十一日祭り、あるいは長屋神社の祭礼行事、本巣市ですけども、あります。

県の指定を受けていくためには、町が指定をして、数年間の町指定文化財としての保護状況及び活用実績の観察期間が必要になってまいります。北方まつりを維持し、今後も継続的にますます盛り上げ、心にふるさとを刻んでいくためにも、この北方まつりを北方町指定無形文化財として位置づけられてははいかがでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） 今、議員の祭りにかかわる歴史のお話を聞きながら、勉強させていただきました、正直言いまして。あわせて、私の娘も小さいころみこを務めた、そんな経緯がありま

して、ふっと私の若いころを思い出しておりましたんですが。

まず、結論を先に申し上げようというように思いますけれども、現状のままでは、町あるいは県指定の文化財として、指定するのは難しいのではないかと、こういうふうにも思っているところがございます。

毎年にごわいを見せております北方まつりでございますし、そのメインイベントといえば、十数基の本みこしがつらなって目抜き通りを練り歩く、そのさまではないかと。私も毎年これを楽しみに待っている1人でございます。

祭りは、文化財の種類から言いますと、無形民俗文化財の中の風俗習慣の類に属します。一定の保存または継承すべき文化、つまり、祭りの伝承すべきわざ、あるいは技法、手法があつて、そのわざとか技法等を保存、あるいは継承する保存会というものを有する、まあこういうような条件があるというふうに私はとらえております。

県が今指定しております、この風俗習慣、つまり祭りにかかわります無形文化財の指定は、例えば、高山祭りの屋台行事にかかわること、古川祭りのお越し太鼓並びに屋台行事にかかわること、それから谷汲踊り、谷汲踊りは民俗芸能に属しますから、郡上踊りもそうですね、これも民俗芸能に属します。それから大矢田のひんここまつり、それから久田見の糸切りからくりなどなどが現在、県の指定に上げられております。

これらの祭りの行事には、よく考えてみますと、伝承すべき一定のわざとか、技法、あるいは手法があるわけでありまして、そのわざや技法、手法といったもの全体を無形民俗文化財に指定すると、こういうものであります。

本町のように、確かにみこし十数基並んで練り歩きますと壮観でございますが、そこにはわざとか、技法とか、伝承すべきつり方とか、そういうふうなのがないんでございまして、そういうふうにと考えますと、非常に要件を満たしにくいと、こういうふうにも思っております。今後、さらにこのみこしをつつて練り歩くという、そこに何かの文化的なよりどころとなるようなものが生まれてくれば、またその時点で、この祭りのありようが変わってまいりますから、無形文化財の指定ということは検討に値するだろうというように思いますが、現状のままではどうも難しいと。

一方、例えば、北方踊りを例にとりますと、この北方踊りには一定の伝承すべき踊り方というのがございます。これは類を見ないものでございますから、1つの北方踊り独特の無形文化というふうにと考えることができるわけですね。

したがいまして、今後、この祭りの発展を私ども願いながら、何かそこに1つの文化財の指定できる要件を満たすようなものを取り込みながら、一層、祭りが発展する。そのことは町の活性化にもつながるといふふうに思っておりますので、今後、実行委員会を中心に検討をしていくのも1つの方法かというふうに思っております。

議員が冒頭にお話しされましたように、北方に住んで、ああよかったなど、こういうふうにも思っていていただくまちづくりの1つとして、この北方まつりもあるわけでございます。そういう意味では、私ども議員の皆様と力を合わせて、この北方まつりのありようについて、一度、検討して

みてもいいのではないかと。こんな気持ちでいるところでございます。以上でございます。

○議長（井野勝巳君） 立川君。

○6番（立川良一君） ぜひ、今後に向けて検討していただきたいと思うんですけども、時代の流れと言うんですか、変わっていかねばいけない、変えなければいけないこともありますし、守っていかねばいけない、変えてはいけないということもあります。御神幸行列でもそうですけども、先ほど申しましたように、まあ子供でもありましたけれども、神主さんが馬に乗って、今、新町に行ってますか、あのおみこしを担いで行かれるさまというのは大変厳かで、大変何ですか、子供心に感動をいたしました。それが今はああいう形になっておりますので、やっぱり守っていかなきゃいかなのじゃないかなという、そういう思いを持っております。

文化財審議会で検討される時にいろんな角度から、例えば今、石町の菊水が町指定の文化財になっております。ほかに100年以上経過したみこしが、例えば加茂町の加茂とか、柱本の朝日とか、私はもう100年を経過したものというのは、これは文化財としての十分意義があるというふうに思っております。だから、1個1個を指定ということもあるかもわかりませんし、私は町のあの17基のみこしがいろんな場所で製造してつくられて、それがこの北方の町の中で、氏神様、大井神社を目指して繰り込む姿というのは、これはもう大変すばらしい年間の行事でありますし。

ぜひ今後に向けて、県の指定を受けるといえるのは、まずその前提として、町の文化財の無形文化財としての指定を受けないと、先ほど申しましたようになかなか難しいことですので。そんなところも含めて、今のみこしの、何ですか、繰り込むあの姿というか、あれをなるべく形として残していく必要があるんじゃないかなという。

ただ、イベントというか行事になりますと、何かみこしの上に乗ったり、そのうち今度は皮膚の色の違う方々もいっぱい担いで行きますし。やっぱり地域に根ざした祭りというのは、やっぱり地域の住民、我々が守っていかねばいけませんという。京都の祇園祭もそうですし、高山祭りもそうですけども、本来は氏子以外には手を触れさせないというような厳しい流れがあったわけなんですけども、そんなことも今の時世で言うておれませんで、京都は大学生とか、高山はアルバイトを雇って維持をしておりますけども。あの高山祭りの行列の氏子の紋付、かみしも、はかまの姿というんですか、あれが全部自弁というのか、各家にすべてであると。だから自分たちの祭りは自分たちが守っていくという、そういう意気込みというのを感じます、すごいなという。

北方の祭りが文化財としての価値があるかないかということに関しましては、私も仁輪加もなくなりましたし、雅楽というのも正倉院に一部保管をされておりますけれども、少なくなっておりますので、何とかいい形で次の世代に残していきたいなという、そういう思いで、1つのきっかけになれば大変幸いであると思ってお尋ねをしました。

文化財審議会でもまたぜひ検討をしていただきまして、北方町の祭礼というんか、祭りがいい形で次の世代に受け継いでいかれるようお願いをしておきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） これで一般質問を終わります。

5分間休憩をいたします。

休憩 午後1時48分

---

再開 午後1時54分

○議長（井野勝巳君） それでは、再開をいたします。

---

### 日程第3 議案第17号

○議長（井野勝巳君） 日程第3、議案第17号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度北方町一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第17号の採決をいたします。

本案は、承認するのに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は承認することに決しました。

---

### 日程第4 議案第18号

○議長（井野勝巳君） 日程第4、議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。日比君。

○9番（日比玲子君） 2点、税務課長にお尋ねをしたいと思います。年少扶養控除の廃止などによって増税を受ける世帯があるのではないかとということ。それから増税を受けたら、今度は保育料であるとか国保なんかにはね返ってくるのではないかと思いますので、その2点です。

○議長（井野勝巳君） 山中税務課長。

○税務課長（山中真澄君） 今の御質問にお答えします。

基本的には数値等はまだ把握しておりませんが、年少扶養が廃止されることによって、住民税における今33万円の控除がされてるわけですが、これがなくなるということですね。あと特定扶養の方、16歳から23歳までの方、そのうちの16歳から19歳までの方、まずその方たちの上積み分12万円がなくなります。その結果、個々の納税者の方の世帯で考えれば、要するに所得が仮に変わらないとして、所得控除額が減るものですから、町税の、今住民税の利率は10%、町・県合わせて10%ですね。そうしますと、課税所得が当然、控除分減る分だけふえますので、税額としてはふえるという認識であります。

それともう1点、国保のほうにつきましては、議員御存じのように国保はいわゆる控除として

は基礎控除だけしか認めておりませんので、扶養控除等の変更があっても、いわゆる個々の課税する所得には影響がないというふうに考えております。

それと保育料等については所得税を基準にして考えておるといふふうに聞いておりますので、その辺は影響、保育料の基準の中で対象になる、いわゆる所得税がふえるということは考えられます。

ただ今、国のほうで扶養控除と所得税を含めて、扶養控除を今回カットしたわけですが、それによってそのほかの制度上の影響、例えば今おっしゃったような保育料、そういうものについても今どういう対応ができるかということを検討して、要するに影響を受けるものですから、それについてどういう対応をするかということは国のほうで検討されてるといふふうには聞いております。以上でございます。

○議長（井野勝巳君） よろしいか。

討論ございますか。日比君。

○9番（日比玲子君） 議案第18号に反対討論をいたしたいと思っております。

子ども手当の実施の高校授業料の無償化の財源に充てるために、扶養控除のうち15歳以下の子供を対象とする年少扶養控除と、それから16歳から18歳までの特定扶養親族に対する特定扶養控除の上乗せ部分が、これによって廃止をされます。

年少扶養控除の廃止は、子育て世代に私は若干増税になると思っております。住民税は一律10%なので、所得にかかわらず3万3,000円ぐらいの増税になるのではないかと考えています。増税になれば、当然保育料や、先ほどは国民健康保険法などは関係ないと言われましたが、影響を受けるのであろうと考えています。

それから65歳以上の年金受給者から所得割を天引きする。また、65歳未満で年金のある人は、年金と給与所得を合算されて、これもまた年金から天引きをされる。本当にこれは今、いろんなものが年金から天引きをされていまして、住民の間では、勝手に年金から天引きするなという疑問の声がたくさんあります。

それから、もう一つ反対する理由は、証券の優遇税制であるわけですが、2011年の12月31日まで継続をされるわけですが、今度は非課税の口座が設けられます。毎年、新規の投資額で100万円、3年間で最大300万円まで、配当及び譲渡益を最大10年間非課税にする。これは本当に優遇税制ではないかと考えています。

そういう意味で、この18号には反対をいたします。

○議長（井野勝巳君） 討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立8名〕

○議長（井野勝巳君） 起立多数であります。よって、議案第18号は承認することに決定をいたしました。

---

## 日程第5 議案第19号

○議長（井野勝巳君） 日程第5、議案第19号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う北方町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第19号を採決をいたします。

本案は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は承認することに決しました。

---

## 日程第6 議案第20号

○議長（井野勝巳君） 日程第6、議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。日比君。

○9番（日比玲子君） これ最高限度額を全体で4万円引き上げるといふことではありますが、この限度額に達する人、オーバーする人は、所得とか資産は一体どのくらいの人がこの金額になるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（井野勝巳君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） 具体的にどの程度の方が当たるかというのは、個々のケースがありますから非常にわかりにくいと思いますが、全体でこの所得制限をオーバーしてカットされる世帯につきましては、大体118件ぐらい、世帯数で試算上出ました。これは全体の約4%に当たりました。これが多いか少ないかちょっと考えるところですが、大体4%に当たります。医療費に関します金額の影響額は、4%ぐらいですから、恐らく医療費一般に関してだけだと300万円ぐらいかなというふうに思っています。以上です。

○議長（井野勝巳君） いいですか。立川君。

○6番（立川良一君） これは北方町の問題ではなくて、国が考えていかなきゃいかんと思うんですけども、各市町で3月は定例会が行われます。3月31日あるいは3月30日、月末に本来は議会に議決に付すべき事項を4月1日から施行するという、これはもう専決処分はやむを得ないところですので、6月定例会では毎回この専決処分が出てまいりますので、以後は臨時議会を招集して、なるべく専決を避けるように、専決処分にしないようにひとつお取りはかりをいただきたいと思います。今回はやむを得ない緊急を要するというのもよく理解をしておりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） 確におっしゃるとおりですね。議会に間に合えば当然議会にかけてお諮りすべきものでありますので、極力そういうケースになるように努力してまいりたいと思います。以上です。

○議長（井野勝巳君） 討論ございますか。日比君。

○9番（日比玲子君） 私は議案第20号に反対をします。

国保分で約3万円引き上げて50万円へ、後期高齢者分で12万円から13万円へ1万円引き上げるわけですが、4万円も引き下げて、もう限度額が73万円ということで、北方町のこのオーバーする人は118世帯だということではありますが、資産にしても本当に土地価格は上がってない。また所得も大幅に減っている中で、こんだけ73万円になって、ほかの税もあるわけですから、本当に払えるのかという心配をします。ただ税だから、国が決めたからというんでは、ちょっと払う人にとっては大変ではないかと思っておりますので、これは反対です。

○議長（井野勝巳君） 討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） これは50万円にするというのは限度額を決めた。

〔「討論やらないかん。討論やぞ、反対か賛成の討論やぞ」の声あり〕

○3番（廣瀬和良君） いやいや、だから。まあいい。ほんならいい。討論しようと思ったけどまあいい。

〔「賛成討論しかない」の声あり〕

○3番（廣瀬和良君） 賛成討論やない、反対討論やけどまあいい。

〔「採決とって」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決をいたします。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立8名〕

○議長（井野勝巳君） 起立多数であります。よって、議案第20号は承認することに決しました。

---

## 日程第7 議案第21号

○議長（井野勝巳君） 日程第7、議案第21号 北方町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第21号を採決をいたします。



本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「ちょっとはや過ぎるよ」の発言あり〕

○議長（井野勝巳君） うん。

〔「ちょっとはや過ぎる。ついていけない」の発言あり〕

○議長（井野勝巳君） 20号、21号で順番的には。

〔「質疑、討論省略になっちゃうから」の発言あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論ございますか。廣瀬君。

○3番（・瀬和良君） この条文がちょっとよくわからないんですが、質問です。

これ1号、2号がなくなったというのは、非常勤職員、臨時的に任用される職員、これがなくなったというのはわかるけれども、5、6がなくなっちゃうんですね、これ。

育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により、これはとれないよというふうに。これはとれるんですね、今度は。そうすると、配偶者が育児休業をとって、御本人も育児休業とれるということになりませんか。5号と6号。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 議員、おっしゃるとおりでございます。

基本的に、簡単に申し上げますと、今までは養育したり面倒を見る者がおれば、基本的に配偶者、家族、育児休業の対象にはなりません。ですから、ここの5号、6号をよく見ていただきますと、育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員がおってもとれますし。

○3番（廣瀬和良君） だから、ちょっとそこがやはりよくわからないんですよ。

配偶者が育児休業をとって、御本人がまたそれをとるとダブリませんか。そうすると2人とれるという話になりませんか。そういう解釈でいいのという話をしてる。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） おっしゃるとおりでございます。

○3番（廣瀬和良君） 夫婦でとれるの。

○総務課長（村木俊文君） はい、おっしゃるとおりでございます。

今改正は特に、拡大するわけですね。今までは片方、極論言いますと。これからは男性のほうも育児休業がとれるという制度改正です。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 奥さんが育児休業をとって、旦那さんもまた育児休業とるよ。それがオーケーだとおっしゃるんですけども、そういう必要性が本当にあるのかな。なぜそういう話になってくるのかという。これ前のおりでいいような気がするんだけど。なぜそこら辺が変わるんでしょうか。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） やはり少子化、それから子育て、こういう部分、今までは女性に預け

る、例えば男性に預けると、一方的に預けるような施策で進んできましたが、今の時代、家族、夫婦そろって子供を養育しようというねらいがどうもあるみたいですよ。

非常にこれおかしい話なんですけど、極論を言いますと男性にも非常に有利な施策になっております。中には今こういう言葉がございまして、産後パパ育休と、こういう言葉であらわすそうです。私自身も非常にこれ理解しにくいんですけど、今改正は特にそのあたり非常に目を見開いたと、男性、女性同じですよという発想だそうです。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 男性、女性同じだというのはわかるんです。前は恐らくだんなさんがとっても、奥さんがとってもどっちでもいいよという話だったような気がしますよね。それが、今度は同じ時期に2人ともとっていいわけ。そんな必要あるかな。そこら辺が全然わかんないんだ、なぜこんな話になるのかなど。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 法律ができた恐らく精神は、こういう少子化の時代に入りましたので、やっぱり子育てはその個人個人の責任ではなしに、社会全体の責任、家族全体の責任という考え方に立っておると思うんですね、法律の精神は。したがって、みんなで育てると子供は。そういう精神に基づいて子育て支援をやるよということの精神で法律ができておりますので、今までの感覚で言いますと、議員のおっしゃるような感覚になるわけですけども、時代は変わっておりますので、そういう方向でみんなで子育てを応援してやっていこうという精神に考え方が変わってきたことによる法律の改正になっておるといふふうに、私どもは理解いたしております。

○議長（井野勝巳君） 反対討論はございますか。

〔「採決」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論省略の声がありますので、これより議案第21号を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第22号

○議長（井野勝巳君） 日程第8、議案第22号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。中村君。

○4番（中村広一君） 28条の括弧書きがあるんですけど、職員であった者を含むという括弧書きがあるんですけど、これは給料の1カ月分のみをいうものか、ちょっとそこんところを教えてください。どうして、括弧でこういう文をつくったのかがちょっと不明ですので、ひとつよろしくお

願います。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 給与天引きといますのは、やっぱり大体翌月になるんですね。すると、途中でやめられた職員が万が一あった場合、翌月引くことはできませんので、こんなような書き方で逃げとるといえるか、こういう表現をしておると思いますが。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） これは役場に労働組合ってあるんですね。ありますよね。そこでの協定というのはどうなるんですか。条例つくればいいという話じゃなしに、その前に、いわゆる労使間の協定を結んで、それでオーケーという話になって初めて効力が発生するんだというふうに思ってますけども、そこら辺はどうなってますか。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 基本的に、職員の同意は得ております。協定書もございます。

そうですね、一応同意は得てありますが、組合のほうとも協定を結んでいきたいと思っております。

○3番（廣瀬和良君） いきたいんじゃあかんで。

○総務課長（村木俊文君） 結びます。

○3番（廣瀬和良君） 結んで初めて効力が発生するんだと言ってんだよ。これからという話じゃ、当然オーケーできません。

それ基準法違反になっちゃう、法律違反になるからあかん言うてるんです。

○総務課長（村木俊文君） 済みません。わかりました。

この条例改正につきましては、そもそも根拠規定を設けてなかったことに伴う条例改正ですので、ここできちっとまず根拠規定を設けます。ですから、その後というよりも、非常に法的に必要であれば、早急に契約は組合とも結ばせていただきますが、基本的に個々には承諾は得ております。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 基準法でどうなるとるかわかりませんが、これは給料の現金支給の関係ですね。給料については現金で支給しなければなりませんよと、こういうものがあって、ただし、法定外のこういう天引きのものは、労使協議が整って、そこで初めてこういうものが結べるんだよという話ですから、そこら辺が結んであれば結構ですけども、これから結ぶという話になると、それはまだいわゆる協約というか、協議が締結するかどうかわからん話ですから、今この段階でこういうことを決めちゃうと、それは基準法違反になりませんかと、こういう話です。

○議長（井野勝巳君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時19分

---

再開 午後2時40分

○議長（井野勝巳君） では、再開をいたします。答弁、村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 大変御迷惑をおかけいたしました。

今、お時間をいただきまして調べてみたんですが、給与からの天引きにつきましては、正直言いまして、もう相当十数年前から組合費を引いておるのが実情でございます。当然、当時これは組合からの申し入れでございますので、協定書を結んではあったんですが、今書類を探してもなかなか見当たらないということでございますので、こんな時期、こういう非常に条例制定もさせていただくということで、再度、もう一度確認しまして、きちっと協定書を結ばせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいなと思っております。

〔「了解しました」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） よろしいか。

これをもって質疑を終結いたします。

討論ございますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論省略の声がありますので、これより議案第22号を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第23号

○議長（井野勝巳君） 日程第9、議案第23号 北方町父子家庭児童扶養手当支給条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第23号を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第24号

○議長（井野勝巳君） 日程第10、議案第24号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。日比君。

○9番（日比玲子君） まず、応益割のほうが結構な値上げになるわけですが、北方町の収納率は87を切つとる状況が言われていたんですが、こういう値上げをすることによって、ますます収納率は低くなるのではないかと思います、上がると考えていらっしゃるのかどうか、まず1点。

○議長（井野勝巳君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） おっしゃいますとおり、収納率が悪くなっておりますのはどこの市町村も同じであります。その特効薬というのは特にございませんが、今回の税率改正の中には、なるべく現実的な保険料を上げないという方向を1つの課題として設定してあります。前年とほぼ同じであれば、上がるわけじゃありませんので、収納率が下がるということは1つは、避けられる1つの方法というふうに考えてまして、実質的には同額に近い保険料でありますので、皆さんの負担は減る。したがって、収納率も悪くなるよりは多少よくなるといいますか、急激な上げ方よりはましになるというふうに考えています。以上です。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） そして次です。国保全体に占める応能と応益を45から50%未満にすることによって、2・5・7の軽減ができるようになったわけですが、これがそういう要件が取り払われたことによって、応益割、北方町の国保なんか本当に貧困世帯が多いわけですけども、そういうことを考えたら、裁量でやれるわけですから、応益割をふやさないで、少しでも下げる方向にはいかなかったのかどうか。

○議長（井野勝巳君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） 最初に申し上げますのは、応益割を下げるということは、応能割りを上げるということになるということが大前提であります。これは国民健康保険って何かということが大前提ですが、これは社会保険制度でして、税制度に乗っかっておりますけど、本来は社会保険制度。例えば、国民年金も同様ですが、こういった社会保険制度の精神は何があるかということですね。

特に、国民健康保険につきましては、地域保健から発達したという歴史の経過がありますので、地域の方々の互助精神によって支えるというのが1点です。それからもう1点は、所得の把握については、給与等の方とは大分違いますので、把握が困難であるといったような、大きな2点によって、国の標準税率が50%として決められてるんです。ですから、根拠のない数字ではないんです。

ただ、現実的には、この制度は既に50余年になろうとしていますので、社会情勢の変遷によりまして、なじまない点がひずみとして発生しているというふうには思っておりますが、考え方としては、やはり社会保険制度の基本的な理念に基づくと、今言いましたような数字が国も妥当であるというふうを示しているということでもあります。

それからもう1点。余りにも観念的でありますので、本当にどうなのかという話が大事だと思います。実はそういう問題は試算をさせていただきまして、先ほど言われました最低限の7割軽減を受ける方というのは、収入は最高で96万円。96万円の方は軽減を受けると幾らになつとるか

と言いますと、5万円ほどです、年間で。ですから、これ月に直すと4,000円ほどです、4,000円。ところが、この間委員会でも資料を配りましたモデル的な、今3人家族ですが、283万円の世帯、これ幾ら負担するかと言いますと、家があれば37万円負担になります、37万円。これ月額にしますと3万円ほど負担します。3万円ちょっとになります。そうすると、軽減受けた方は4,000円、軽減受けない3人家族で3万円です。これが50%ラインです。ですから、これを変えようということは、月額4,000円の方をもっと下げろ。逆に言うならば、所得が、収入が3倍しかない283万円の世帯の方を3万のところをもっと上げるという話になりますので、これをどこいくか非常に難しい問題ですが、なかなかバランスの上では難しいという点も御理解いただければというふうに思っています。以上です。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 今度は町長にお尋ねしたいと思いますが、今、いみじくも社会保険制度であって、相互扶助みたいなことをちょっと言われたんですが、町長はこの保険というのは社会保障なのか、それとも相互扶助だとかのどちらだと思っていच्छゃいますか。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） かねてから、私は、国民健康保険というのは、社会保障制度の精神に重点を置くのが望ましいと。応能応益を見てもわかりますように、社会保障制度のほうに力点を置く場合と、それからただ単に保険事業として力点を置く場合と、その地方自治体が国民健康保険に対しての考え方がどちらの立場に立っておるかということを見るのは、応能応益の比率を見ればわかるわけですね。

今回も改正するに当たって、内部でいろいろと議論をいたしました。しかし、やっぱりたとえ少しでもそういう形を残したいというふうに思って、今度の応能応益の比率というものは、ほとんど50%50%に残念ながらなってしまうかもしれませんが、そういう気持ちを少しでも形の上で表す意味において、50%50%にならないように配慮をしたつもりです。しかし、これが精いっぱい努力でして、この状態でこの1年間やっていって、国保会計が健全に、まあ黒字を出さなくてもいいんですけども、赤字を出さずに済むかということ、本音のところをいうと赤字覚悟の予算編成なんですね、これ。また来年皆さん方に叱られんならん事態が出てくるんです。

つまり、私はかねがねこういう公の席では言っはいかんことではしょうけれども、国保会計というのはとっくの昔に破綻をしておると思うんです、実態はね。だから今その制度を変えようということで、県単位にするとか、広域にするとかという議論が進んでおるわけですけども、大体3年をめどに、その結論が出るようになっておるわけで、そちらに期待をしておるわけですけども。率直に申し上げて、今、ぎりぎりの判断をさせていただいて、こういう保険税に改めさせていただいたと。

理論的ではありませんけれども、今、課長が言いましたように、ほとんど、少しは上がりましたよ、上がりましたが、一生懸命現状維持に近い状況に収めるための保険税の計算をしてもらった。だから、気の毒のような計算をしてもらって、この状態になっておるわけでございますか

ら、ぜひこれはひとつ理論だけではなしに、現実を直視をして御理解をいただきたいと、こういうふうにも思っておるところでございます。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 大体前年度並み、1.何%ぐらいは上がったよと、こういう話なんですよ。今、消費税を10%にするとか、そんな話がいろいろ出てますけども、その前提には、いわゆる経費の節減というのは徹底的にやりますよという前提がつくわけですよ。

そうすると、国保税でいわゆるそういうことをやろうとすると、収納率をアップをするか。あるいは国保に係るお金というのを少なくするか、その両方があるんだろうというふうにも思ってますけども、そこら辺をいわゆるどういう努力をされて、ぎりぎりこれだけやって上げざるを得ないよという話なのか、ただ単にいわゆる昨年のいわゆる収納率がこれであるから、ことしもこれでいくよという話なのか。あるいはことしはこういうことをやりたいから、収納率はこれにせざるを得ないのかという話なのか、そこら辺はどんな検討がなされたんでしょうか。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） これも非常に苦しい話なんですけれども、経費の節減については議員も御理解いただいておりますけども、本当にできるところまでやっておるんですね。人件費なんかは一般会計からの繰り入れで、本当に要る事務的経費だけを国保は見てるわけですから、この点の努力というのはお認めをいただけると思うわけですね。

そうしますと、あと残るのは収納率をどのようにして上げるかという努力になるわけです。御案内のように収納課も設置をして、今だんだんと本格的な作業にも入っておりますので、少しずつその成果は出てきておるんですけれども、本当に納まらんです、国保に限って言いますと。そういう厳しい状況でございますから、予算編成や国保税を決めるためだけに架空の収納率にするわけにもいきませんので、これからも収納率を上げるためには全力を挙げますけれども、最大限努力をしてこの数字になると。

ちょっとわかったようなわからんような話をして恐縮ですけども、現実はどうかが鶏で卵かわかりませんが、非常に収納率を上げるという作業も困難を極めておるということだけは御理解をいただきたい。担当の課も、のほほんとしてるわけではありませんし、滞納になれば収納課にその作業をお願いをすることになるわけですけども、今、収納課のほうも普通の住民税とのかね合わせで大変苦勞をしておるところでございますので、少しずつこの成果は期待をするという状況で、カンフル注射というようなわけにはいかないのが現実でございます。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 最終的な収納率対策というのは、恐らく差し押さえだと思うんですよ。払ってくれない人から取ってくるよと。こういうのが究極の収納対策だろうというふうにも思ってますけども、そこら辺は、今本当に担当の話を知ると、差し押さえをしようにも財産がないよと、こんな話を聞くわけ。そこら辺の実態というのは、現実の話としてどんな状況なんですか。

○議長（井野勝巳君） 西口収納課長。

○収納課長（西口清敏君） 去年は余り、正直言いました国保のほう、どんだけでしたかね、約30件、300万円ぐらいの差し押さえの実績があります。ただ、今年度につきましては、あくまでも前年度については税のほう中心に、町税のほうをやっておりましたけど、今年度については国保のほうの担当者と当初から徴収に対して、どこの、どちらにお金を入れる。やはり結構ダブった方が見えるんですね。町税も滞納してる、国保も滞納してる。この人たちのダブリが結構あるもんですから、そのあたりを、徴収したお金をどこに充当する。これについては今、差し押さえにしても、納税相談で分納してもらうにしても、国保税を優先に充当すると、そのような形をなるべくとるようにしております。これについて、そうすると町税のほうが前年より、これは落ちるだろうという形になります。

これはもう痛しかゆし、財布はもう1つしかないんです、その方たち。ですから、どちらに、どこに充当するかを基本的に国保のほうの担当者と打ち合わせながら、それと滞納状況を見ながら、あくまでも現年の国保税、これを取りあえず最優先にするような形をとっております。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） だから、もう差し押さえもできないような人の状況というのは、どんな話なんですか。

○議長（井野勝巳君） 西口収納課長。

○収納課長（西口清敏君） ない人からは、やはり取れないというのが実態です。

○3番（廣瀬和良君） どんな比率であるんですか。

〔「起立してちゃんと」の発言あり〕

○収納課長（西口清敏君） 比率ですか。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君、起立をして発言してください。

○3番（廣瀬和良君） その比率はどんな比率なんですか。

○議長（井野勝巳君） 西口収納課長。

○収納課長（西口清敏君） 具体的に、申しわけございません。国保の比率、国保税についての全体の中で納められないという方の比率でしょうか。

ごめんなさい。あくまでも何にもない方というのはやはり見えないかと思うんですけど、ある程度、本来1万円を納めなければいけないところでも2,000円とか、そういう形の分納になるという方は見えます。現年というものは100%本来なら払ってもらって受給証を渡すという形をしてるんですが。現年分だけはどうしてもやはり納めてもらうというのを原則にしますと、それについては。

済みません。差し押さえに行って、何も財産がない比率というものについては、申しわけないです。ちょっと把握は不可能です。

○議長（井野勝巳君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） 去年、資産調査といいますか、預金調査をしたという事例があるのは聞いておりますが、50件やったうち、実際お金を貯金してみえた方は10件ほどというのが実



態で、あとの40名の方は預金もなかったというような実態があったということでもあります。以上です。

○議長（井野勝巳君） 立川君。

○6番（立川良一君） 先ほど、町長が言われたように、国民健康保険税というのは、最終的にはやっぱり県とか国の単位で受けとめていく、まあそういう時代が来ると思うんですけども。

今回、国保税の改正ということで、収納率を上げるということがよく言われますけども、収納率が低いというか、いわゆる滞納者が多いという現実というのは、いわゆる国民健康保険税は退職をした人、あるいは高齢者になって所得がなくなった人がどんどんふえてきとるわけですね。収納率を上げることも大切ですけども、まず滞納をしないように、滞納しないようにというのはだれでもが国保税を払うことができる、そういう案分というんですか、システムづくりというのも一番考えていかなきゃいかんのじゃないかなと思うんです。

素人考えで申し上げますと、例えば、定年退職をして、あるいは高齢者になって、所得が全くなくなった方に均等割とか、あるいは資産税に対して資産割とかいうのも、これも全く払えないという、所得割はわかるんですが、所得があるんだから。そこら辺の案分を、滞納が起らないように、起らないということは無理でしょうけども、北方町の税収の中で特に国保税は悪いという。何で悪いかというのは、僕は払わないよりも払えなくなってきたんじゃないかなと。収納課長、現場でよく、過年度分ですけども見ておられますので、この比率を見とって、また滞納がふえるんじゃないかなというか、滞納、でも収納率というのは、滞納さえ上がったなら収納はもっと高まりますので、その辺も来年に向けて配慮をしていただいて。

保険ですので、お互いに助け合っていくというか、互助の精神なんですけれども、払えない人に要求するなんて、医療費が高いというのも事実なんですけれども、用事もないのに医者には行かん。できれば医者には行きたくない。僕は個人的にそう思うんです。そうすると、医者にかかる方が、やっぱりそれなりに自分の身の丈に合った税を払っていけるんじゃないかなというのをやっぱりこれから模索して、ぜひ反映をして。今回はこれもう出て提案されておりますので、配慮していただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） おっしゃることはよくわかるんですが、じゃあ、滞納してる方は低所得者かという前提にいくようなわけですけど、決してそうではありません。滞納者につきまして私どもも調べましたが、払えないで払わない方も実際に見えると思います。ただ、払えるにもかかわらず払わないという横着な方も見えますし、当然ほかに使ってしまうという方もたくさんお見えになりますので、滞納者の方について、そういった払えない方ばかりではないということで御認識いただきたいと思います。そのために私たちが努力をしていくということでもあります。

それからもう1点は、先ほどもくどいようですが、これは国民健康保険制度の大きな矛盾だと私も思っていますが、払えない方、収入がない方に課税するというのはいかがなものかというのとはごもっともなことです。ただ、先ほど言いましたように社会保険制度の一環といたしまして、

じゃあ、すべてその人たちについて、所得がないから、所得のある方に全額かけるかという話になってしまうと、これもほとんど住民税の課税の仕方と一緒にですが、これをやりますと実際問題物すごい金を賦課することになります。中間層の方は物すごい負担になります。

これ以外に私どもの窓口で国民年金も賦課しておりますけど、1人、1万5,100円を毎月いただくことになります。これを合わせますと物すごい負担をしていただきます。ほかの医療制度と比べましても決して安いわけではありません。こういった大きなジレンマの中で決めておりますので、おっしゃる気持ちはよくわかりますが、今回もそういったものを加味しました結果でお示ししたということで御理解いただければというふうに思います。以上です。

○議長（井野勝己君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 北方町の国民健康保険条例の保険事業が4つか5つたしかあったと思うんですね。今は住民、福祉課のほうで保健師さんが行って検診なんかのをやっていたいてるのですが、その検診も先ほどの一般質問では1けた台とか、基本検診は結構高い率なんですけど、国は50%ぐらいまでもっていきたいというんだけど、北方町は10%ともう本当に低い状態ですので、もしがんになればもう何百万円というお金が要るわけですので、もう私は本当にいろんな個人差があるかもしれんけど、予防に力を入れてやるべきじゃないかと思うんです。

国保のほうとしてはもうお金がこれだけ払ってくれば、それで払うわけなんですけども、やっぱり住民の意識として、その辺をもうちょっとどういうふうにしたらいいのかなと思うんですけどね。病気にならないと医者にかからないんだけど、やっぱり検診の率を上げて、少しでも国保に影響するわけですから、そういう形でもっと何かうまいこと保険事業とか、予防事業みたいなことがやれないのかなと思うんですけど。努力をされると言われたんですけど、どういうふうに考えていらっしゃるのか。私はそれがいつも疑問に思ってるんですけど。

○議長（井野勝己君） 町長。

○町長（室戸英夫君） いろいろな考え方があると思うんですね。日比議員さんはいつも予防医療が大切だということをおっしゃるわけですけども、そのことを全く否定をするわけではありませんけれど、予防医療を徹底して長生きして、そして高齢まで生きて、ぼけて、何とか施設へ入って。つまり、国保の会計だけを見れば、予防医療をすることによって国保の出費は減ることは間違いないと思うんですね。しかし、長生きすることによって、ほかの方向でお金がかかってくるわけですよ。だから人生、トータルで私はそんなに大差がないと思ってるんですね。

予防医療でいろんな検診をやって、がんで死なんという保証はないわけでしょう。もしがんで死なんという保証があって、長生きできて、長生きすることによって、また税金が必要になってくるわけでしょう。ちょっと違いますか、私の言っとることは。

余り予防医療が金科玉条で正しいというふうには、私は思っていないんです。お医者さんか、薬屋さんがもうけることにはなると思うんですけども、国家といたしますか、使う金というのは結局同じことになるんでは、プラスマイナスゼロとは言いませんけれども、似たようなことになるんではないかというふうに思っておるわけです。余り、だから、自然に任せることもある意

味必要ではないかなというふうに思っております。

だから国保会計の難しさは、いつも言いますけど、福祉の面がありますので、先ほどお話ししたように、減額するでしょう。上限も今、日比議員さんは50万円にしたでけしからんとおっしゃって反対されましたけど、上も抑えるわけですよ。そうすると、結局真ん中の200万円か300万円のところへ負担が転嫁されるわけですね。

だから、私が言いましたように、社会保障を100%重要視するのなら、天井はとっぱらったほうがいいですね。金持ちにどんどん、そのうちに金持ちは払わんようになるけど、そんなに保険料取ったら。天井をとっぱらって、お金持ちには高負担をしていただくというシステムにすることが私はいいと思うんですよ、現実論とは別として。しかし、それができるところにこの国保会計というものの難しさがあるというふうに御認識をしていただきたいと思うんです。

予防医療もこれからも一生懸命やりますけれども、予防医療だけですべての問題が解決をするわけではない。やっぱり人間は生まれたときから毎日、毎日、分刻みで死に向かっているわけですから、いつかは終着駅に着くときがある。それが若干、70までか80までかの違いがあるぐらいのことですから、そんなに死を恐れる必要もないし、そのことによって、そんなにお金をたくさん使う必要もないのではないかと。ちょっと暴言ですけども、そんな気持ちでおります。

○議長（井野勝巳君） 質疑を終結いたします。

〔「もう1点」の発言あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論を行います。

討論ございますか。日比君。

○9番（日比玲子君） では、24号に反対討論をいたします。

この議案は、今年度の保険税の案分率の改正です。医療費分で1.15%値上げして、支援分や介護分は昨年と同じです。固定資産税は医療費分で2.2%、支援分で0.5%、それぞれ、それは下げられています。均等割は医療分で2,800円、支援分で1,000円の値上げ、介護分はことしは変わりませんが、平等割は医療分で2,000円、支援分で800円の値上げです。最高限度額は4万円引き上げられて73万円になります。

北方町の国保加入者は軽減世帯はこれは2・5・7を含めて、私の計算では約47%になります。払えない人の分も払っていることにはなりますが、私は今、相互扶助とか、社会保障の見地とか、両方のことを言われたんですが、やっぱりこの国民健康保険法というのは、法律の目的は、第1条はやはり社会保障の見地ということになりました。というふうに書いてあります。一般会計からやっぱり繰り出しをして、こうした3分の1しか加入してないで、そんなもん一般会計から出すことならんということですからずっと今日まで来ていますが、もう本当に悲鳴が聞こえるような状況がほんとにあるので、これが払えるのかなということを思っています。

そしてもう一つは、国庫負担が非常に少なくなっているという問題です。それに反対して、医療のほうがふえてきたという現実があるので上がってきてるわけですが、国庫負担が1984年まではかかった医療費の45%、それからは保険給付費の50%、かかった医療費に直せば38.5%ぐら

いに引き下げられて、これは国の国庫負担の話です。国保の事務負担金が国庫補助として今までやってきたのが、これが廃止をされて、総収入に占める国庫負担は、本当に今の段階で言いますと3割に減っています。医療費の増大と国庫負担、国に対してはやっぱり国庫負担を引き上げてくれということ言うべきであると思います。

私はやっぱり国民健康保険法の第1条の社会保障だという見地にいつも、その辺が相反するんですけども、あると思いますので、やっぱり相互扶助という立場ではなくて、社会保障の立場に立てば、当然国も責任を持つ、国や県、地方自治体も責任を持つべきだと思っています。

そしてもう一つは、先ほどもお話をしましたが、予防事業というのはトータルで考えればそうかもしれませんが、今は国保の話をしているわけですから、国保の支払に一喜一憂しているのが今の現場の職員だと思いますので、少しでも1けた台から10%や20%に持っていくためにどうしていくのかということがとっても大事ではないかと思っていますので、このがん検診でも期間がすごく短いので忘れてしまったりとかがあるもので、その辺をどういう形で進めていくのが大事ではないかと思っています。

そして、やっぱりだれもが安心して、いつも言うんですけど、安心して保険にかかって、皆保険制度も崩れ去ってきてるような気もしないでもないんですけど、将来3年後には、岐阜県一本の広域化の方向が進められていますけども、やっぱり今、現実にあるこの国保税をだれもが安心して払って、医療にもかかれる。そうしてやるためには、やっぱり少しでも払える保険税にしていくべきだという立場で反対いたします。

○議長（井野勝巳君） 討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立8名〕

○議長（井野勝巳君） 起立多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第25号

○議長（井野勝巳君） 日程第11、議案第25号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第25号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第26号

○議長（井野勝巳君） 日程第12、議案第26号 北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第26号を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第13 議案第27号

○議長（井野勝巳君） 日程第13、議案第27号 工事請負契約の締結について（北方町庁舎及び公民館耐震改修工事）についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第27号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第28号

○議長（井野勝巳君） 日程第14、議案第28号 平成22年度北方町一般会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。日比君。

○9番（日比玲子君） 8ページのバスターミナル工事のところ、雨よけに120万円要するということを言われたんですが、4月から開所して、6月ですね。なぜこんなに早く補正が出てきたのか。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） これはどこかが悪くなってどうこうしたという補正ではないんです、お聞きいただいておりますけれども、御協力をいただいて立派なターミナルにさせていただきました。

たけれど、雨が横降りになると、ひさしがほとんどありませんので、あの建物のは。そうすると上のほうの空間から雨が全部入り込むわけですね、待合室のほうに。そうするとベンチなんかも雨でぬれてしまいして、全く利用できなくなる。みんなお客様は立ってバス待ちをしなければならんような状況になるし、そういう状況になりますと衣服もぬれてしまいますので、その上層部のほうのところの空間を、雨が入り込まないようにしてほしいという強い要望が出てまいりました。したがって、せつかくのことですから、これはやっぱり対応をして利用者の便宜を図る必要があると考えて、お願いをすることにした次第でございます。

○議長（井野勝巳君） よろしいですか。

質疑を終結いたします。

討論ございますか。

〔「討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） それでは議案第28号を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第29号

○議長（井野勝巳君） 日程第15、議案第29号 平成22年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっております。これより質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第29号を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

以上で、付託されました案件はすべて本会議において終了いたしましたので、町長からあいさつを受けたいと思います。町長。

○町長（室戸英夫君） じゃあ、失礼をして、お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

平成22年の第4回の定例議会、3日間にわたって真剣に御審議をいただきましてありがとうございました。

御審議をお願いをいたしました全議案について可決をしていただきまして、心から御礼を申し上げたいと思う次第でございます。

当然のことですが、補正予算を初め、これらの執行に当たりましては、いろいろ賜りました意見を十分参考にしながら、慎重に執行してまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。大変ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 本定例会に付議された案件は、全部終了をいたしました。平成22年第4回北方町議会定例会を閉会といたします。大変御苦労さまでございました。

閉会 午後3時22分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成22年6月25日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員